

教育委員会会議録

令和8年（2026年）3月定例教育委員会会議

開 会 日	令和8年（2026年）3月26日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～午後6時43分	
開 会 場 所	S P r i n g熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委 員 会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 苫野一徳 委員 澤栄美 委員 村田慎 委員 清田晃子 委員
	事 務 局	福田衣都子 教育次長 梶原勢矢 教育次長 中川浩二 教育総務部長 吉田潔 学校教育部長 他
提 出 議 案	<p>議第18号 熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について</p> <p>議第19号 熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について</p> <p>議第20号 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について</p> <p>議第21号 「第3期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について</p> <p>議第22号 笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）の策定について</p> <p>議第23号 「熊本市教員等の資質向上に関する指標」の変更について</p> <p>議第24号 熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂について</p>	
協 議	<p>(1) こどもを守る相談票（わいせつ・セクハラ版）の導入について</p> <p>(2) 熊本市のインクルーシブ教育～多様性の包摂に向けて～</p>	
報 告	<p>(1) 令和7年度（2025年度）熊本市心のアンケート結果について</p> <p>(2) こどもたちの心のケアについて</p> <p>(3) 令和7年度（2025年度）熊本市学校給食運営協議会評価報告書について</p>	
署 名	西 山 忠 男	
	遠 藤 洋 路	
会議録作成者	教育政策課 甲斐 まゆみ	

<p>〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長</p> <p>〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長</p> <p>〔公開の審議〕</p>	<p>令和8年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>本日は、私のほか4人(3人以上で成立)の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。</p> <p>会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、西山委員と私とします。よろしくお願いたします。</p>
<p>日程第1 前回会議録等承認</p> <p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>それでは、「日程第1 前回会議録等承認の件」に入ります。</p> <p>2月25日開催の令和8年2月定例教育委員会会議録、3月11日開催の第3回臨時教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。前回会議録等は、承認することに決定いたします。</p>
<p>日程第2 事務局報告の件</p> <p>・(1) 事業・行事等報告について</p>	
<p>日程第3 議事</p> <p>・議第18号 熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について</p> <p>《吉里麻紀 教育政策課長 提出理由説明》</p>	
<p>西山忠男 委員</p>	<p>「教育改革推進課、総合支援課及び健康教育課に担当課長を置く」という、この担当課長というのは新しい職なんですか。課長もいて担当課長を新たにそこに置くという意味なんですかね。</p>

吉里麻紀 教育政策課長

はい、そのとおりでございます。

遠藤洋路 教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにご発言がなければ、採決を行います。

議第18号 熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第18号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第19号 熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

《吉里麻紀 教育政策課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

先ほどの担当課長なんですけど、同じ課に課長がいて担当課長がいるということで、ちょっと職務分掌の点で、全体を統括するのは課長だと思うんですけど、課長と担当課長の意見が衝突したようなときはどうするのかとか。

だから、担当課長が分掌する内容については、課長は一切口を出さないということにするのか、それともやっぱり全体は課長が統括するという形になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

吉里麻紀 教育政策課長

課の総括責任者は課長となりますので、課内の人材、組織を統括管理するという意味では、最終的には課長の発言権もあるかと思いますが、決裁権につきましては担当課長も持っております。

遠藤洋路 教育長

確認ですけど、担当課長が決裁したら、課の課長は決裁はし

	ないということですか。
吉里麻紀 教育政策課長	担当分野につきましては担当課長の決裁で完了いたします。
西山忠男 委員	となりますと、その件に関して、責任は一切担当課長が負うと、課長に責任はないという形になるんですか。
吉里麻紀 教育政策課長	やはり課の統括という意味では、課長も同様に責任を負うものかと考えております。 今も私たちの課長の上に部長、次長とおりますけど、やはり相談しながら進めていきますので、担当課長だけが責任を負うというようには考えておりません。
西山忠男 委員	となると、担当課長というのは課長の下に位置づけられる職と理解してよろしいですか。
吉里麻紀 教育政策課長	その業務に関しては課長と同等の権限を持ちます。
西山忠男 委員	いや、私が心配しているのは、うまくいっているときは何も問題ないんですけど、課長と担当課長の関係がうまくいかなくなるということも間々あると思うんですよね。そういうときにどうするのかなというのが非常に心配なんですよ。 だから、明瞭な上下関係があれば、それはもう担当課長は課長に従うということでもいいと思うんですけど、その辺、せっかく担当課長を置いて担当課長が一生懸命考えてやっているのに、課長に反対されて何もできなかったみたいなことになるのもまたおかしいと思いますし。 ちょっと実際やってみないと分からないですけど、難しい問題が発生しそうな気がしますけどね。どうなのでしょう。
吉里麻紀 教育政策課長	役割の分担として、担当課長は特定業務のリーダーとして、課長や課の方針と整合しながら実務を遂行すると規定されておりますので、やはり課長の意見を全く無視して担当課長だけの意見で進めるということは難しいと考えております。
西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	これは教育委員会事務局だけではなくて、市長事務局も同

吉里麻紀 教育政策課長

じですよ、担当課長というのがこの令和8年度から入りますよというのは。

なので、その辺はもともとの制度を決めている総務局とかが考えているかと思うんですが、例えば担当課長が担当しているものについて、担当課長の決裁で終わるんでしたら、課の課長の意見はどうやって入るんですか。

今現在も課長決裁で終わるといものはございますけど、やはり大きな方向性の決定は、部長や次長、上席の意向も確認しながら、局として方向性を決めるところがあるかと思います。

例えば今、総合支援課でしたら、特別支援教育室がございます。特別支援教育室は、室長が特別支援教育の分野においては統括として業務を遂行しておりますが、課長とも相談しながら決定をしていくというような、そういったところになるかと考えております。

遠藤洋路 教育長

当然部長とか次長は上司ですから、その意見は入るんでしょうけど、課長と担当課長がいるときに、担当課長の決裁で最終決定なんだとしたら、担当課長の上が部長になるんですよ、今の話だと。そういうことじゃないんですか。

そうすると、室長と課長とは違うんですよ。室長と課長は、多分室長は課長の下にいるけど、今回、担当課長というのをつくるということは、室長じゃなくて課長と同じ権限を持ちますよという意味で担当課長ができるわけですよ。

だから、多分部長以上の話とか室長のこととは別に、今回つくる担当課長というのがどういう権限を持った人なんですかというところが今問題になっていると思うんです。

それに関してはどうなんですかね。梶原さんとか中川さんとか、何か、ほかの局のことも含めて整理されているんでしょうかね。

中川浩二 教育総務部長

今回、令和8年度から担当課長というものが初めて新設されるわけですが、今回、教育改革推進課、それから総合支援課、健康教育課ということで、それぞれの課で、今回部活動改革担当課長ということになってございます。

教育改革推進課は様々な業務を抱えておりまして、やはり課長1人で相当な業務量を担っている部分を、今回、担当課長といたしますのは、いわゆる組織を持たずとも課長と、組織を持た

ない課長とイメージしていただくと一番分かりやすいのではないかと思います。

ですので、例えば課長という存在はありますけど、いわゆる担当課長に、この分野のことに関しては、もう君に権限を任せ、我々も任命するに当たって、課長と同じ職責を果たしていただくという意味合いで担当課長として任命するということでございますので、基本的には担当課長がその分野における責任を果たすということになるかと思います。

ですから、課内における統括は課長。例えば部下の人材等については、同じ方々が担われていらっしゃると思いますので、そういった部分で、各担当課長の判断と課長の判断がうまくかみ合わないというような場合も当然、今後想定されることもございますけど、その部分については、先ほど教育政策課長が申し上げましたとおり、上位職で調整を図っていくというようなことは重々想定をされるかと思いますが、基本的には担当課長が責任を持って果たしていくものだということで、今回担当課長制が導入されたと理解しております。

遠藤洋路 教育長

そうしますと、例えば中川部長が部活動改革について指示をする場合には、教育改革推進課長を通して指示をするか、直接担当課長に指示をするのか、どちらになるんでしょう。

中川浩二 教育総務部長

基本的には担当課長に指示をするということですが、当然に情報共有という部分に関しましては、教育改革推進課長にも、こういった指示を行っているという部分については、組織の在り方としてはしっかり共有していくということになるかと思います。どちらに指示を出すのかということだけにお答えしますならば、担当課長に指示をしていくということになるかと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

課の職員の、例えば誰々さんが今ちょっと疲れているから声かけたほうがいいんじゃないのとか休ませたほうがいいんじゃないのみたいな話は課長が統括するけど、部活動改革という業務に関しては、基本的には教育改革推進課長ではなくて部活動の担当課長が全て責任を負っているという、そういうことなんですかね。

中川浩二 教育総務部長

はい。

澤栄美 委員

今のいくつかの説明の中である程度分かったんですけど、今回、教育改革推進課と総合支援課と健康教育課に担当課長を置くということで、例として教育改革推進課の部活動のことを今おっしゃいました。例えば総合支援課とか健康教育課だと、あることに対して特化した課長さんということで理解していいですか。

中川浩二 教育総務部長

ご指摘のとおりでございます。

健康教育課においては、今回、安全・保健に関する部分の担当課長となっておりますので、昨今、給食調理室の再編でありましたり、無償化というような給食に関する大きな分野というものをこれまでの健康教育課長が担って、一方の保健・安全に関する部分については担当課長がその職責を果たしていくというようなことでやっております。

総合支援課につきましては、今回、特別支援教育に関する担当課長ということで、これも課内室で特別支援教育室という室長ももちろん兼ねておりますが、特別支援教育の分野に関しては課長、課相当の業務を担う必要があるということで、担当課長ということで今回発令をさせていただいておるところでございます。

澤栄美 委員

今の話の中の総合支援課に関しては特別支援教育室長さんがおられるけど、そこも含めて担当課長が担うということになるんですか。室長と担当課長の振り分けみたいな、担当の振り分けはどんな感じなんですか。

中川浩二 教育総務部長

今回、組織の改編で課内室はそのまま残してございますので、担当課長兼室長ということになってございます。

状況を見ながら、今後、室の在り方等についても組織改編等で検討を進めていかなきゃならないのかなという意識は持っておりますが、今回、担当課長と室長を兼任させているという発令を行っているところでございます。

澤栄美 委員

ありがとうございます。

さっき吉里課長からの説明の中で、今後、こどもの数が減っていくのでみたいなことをおっしゃったと思うんですけど、そ

	<p>れはどういった、今回のこの担当課長が置かれたのにどういう関係があるんですか。</p>
吉里麻紀 教育政策課長	<p>総務局から全体的な方針として出されているもので、人口減少に伴って職員数も減少するということです。</p> <p>課を設けますと、そこに管理をする部門などが必要となります。フレキシブルに、迅速に対応するという意味では、課を設けるわけではなく、課の中の特別な業務を担当課長が担うというところでの整理となっております。</p>
澤栄美 委員	<p>例えば総合支援課でいうと特別支援に関することが、別に課を、例えば名称は何かははっきり分かりませんが、特別支援課みたいな課をつくるのではなくて、その中にそれぞれの役割を分けて職をつくる方向でいきますと、そういう意味ですか。</p>
吉里麻紀 教育政策課長	<p>そのように理解しております。</p>
澤栄美 委員	<p>分かりました。</p>
西山忠男 委員	<p>これは市役所全体で設置された新しい職ということで、今さら意見を言っても仕方がないんですけど、担当課長という言葉は誤解を生みやすいなと思うんですよね。</p> <p>例えば「教育改革推進課担当課長」という名刺をもらったら、ああ、教育改革推進課を束ねる課長だと必ず人は思います。これ「特定事業担当課長」とかいう名前がついていれば、それは特定分野を分掌するということが分かるんですけど、ちょっと誤解を招きやすくて分かりにくいなと思います。</p>
吉里麻紀 教育政策課長	<p>ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。</p> <p>辞令は「担当課長(部活動)」となっているところではございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>何の担当かが分かるようにというのは当然するということですよ。</p>
吉里麻紀 教育政策課長	<p>はい。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>ほかの政令市でもあるんですよ、こういうのは。</p>

西山忠男 委員

ああ、そうですか。

遠藤洋路 教育長

はい。例えば教育政策課に何人も担当課長がいたりして、これはどうなっているんだろうと、確かに外部から見るとよく分からないところもあるんですけど。大きな課だったり大きな組織だったりすると、そういうところがあるのかもしれないですね。

ちょっとやってみないと分からない部分もありますけど、基本的には、その分野についてはもう課長の権限を持っていますよということだと理解をしましょう。

西山忠男 委員

はい。

苫野一徳 委員

すみません、ちょっとこの機会に、記憶が定かでないのでご質問させていただきたいんですけど、天明みらい学園の学校づくりを担当されているのは指導課であり教育改革推進課でもありましたよね。

私、何か昔、タスクフォースみたいなものがあるといいなみたいなお話をしたことがあったと思うんですけど、そういう横串の何かってありましたでしょうか。

朽木篤 教育改革推進課長

天明みらい学園につきましては、主に指導課が所管しております。スクールバスについては学務支援課が担当しております。

私ども教育改革推進課では閉校後の利活用を担当しております。教育委員会内で情報共有しながら進めております。

苫野一徳 委員

私のアンテナが低いからなのかもしれないんですけど、あんまり市内で盛り上がっている感じがなくて、もうちょっと周知されるといいなという気がしていて。

いろいろと分かれていたりすると、そういうプロモーションとか、先生方はよくご存じだと思うんですけど、それでも先生方もそんなにアンテナを張っていないと、あ、こんなことが始まるんだってあんまり知らない方もいらっしゃるような感じがあって、もう少し横串でプロモーションしていけるような、そういう機会があるといいなということを思っております。

あまり担当課長の話とは関係ないかもしれないんですけど、天明みらい学園の担当課長みたいなのがいたらそういったこと

遠藤洋路 教育長

もできるのかなとふと思ったもので、お尋ねをいたしました。

どんなふうになっていると盛り上がっているなという感じがするんですかね。

苦野一徳 委員

俗っぽいですけど、報道とかもっとされているといいなという気がするんですよ。

この前ちょっと行ってきたんですけど、建物もちょっとずつ基礎ができて、見ているだけで結構わくわくするんですよ。写真、パースとかでも、ああいうのがこれからできていくのかと思うと結構わくわくするので、そのできていく過程とかももっと市民に周知されたりとか。

市民レベルではあんまり知られていないんじゃないかなという気がするんですよ。なので、もう少し盛り上げていくようなムーブメントがあればいいかなと。あんまりやり過ぎるのも品がないかもしれないんですけど、ちょっと期待をみんなで共にしていくみたいなのがあったらいいかななんて思ったりしました。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

じゃ、何かインスタとかで「今日は土台ができました」「柱が建ちました」とか、ちょっとずつやっていくみたいなの。

苦野一徳 委員

それもいいですね。

遠藤洋路 教育長

そうですね。

教育委員会のインスタってあるんですけど、ないか。ホームページでもいいですけど、何かちょっと工事の進捗状況みたいなのが確かにあればいいかもしれないですね。ちょっと考えてみましょう。

澤栄美 委員

すみません、今のことで。

もちろんハードもすごく大事なんですけど、以前から、これにちょっと関係なくなって申し訳ないんですけど、やっぱりそこにたくさん盛り上げる人を集めたらどうかという話は何回も議論などに出てきたと思うんですけど、私の知っている先生によれば、私の聞き違いでなければ、天明みらい学園を希望するかとか、何かそういったことが、異動の希望の調査があったと

	<p>いうふうに聞いたんですけど。それはもう養護教諭の大分若い、まだ初任者の人から聞いたので、「いや、私は何のことかよく分からなかったんですけど」みたいな、そんな感じだったんですよ。</p> <p>だから、そういうことって学校で周知が十分なされているのか、そして、その希望がもしあったということであれば、校長先生方がこういうのを将来的に考えているので、そういったところを希望してくれる、くれると言ったら変ですけど、希望する人があったらぜひ頑張りましょうみたいなことを言ってらっしゃるのか、そういったことが分かるならどなたかにお尋ねしたいなと思いました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>これは指導課でやっていたと思うんですが。オンラインでやっているんですか。</p>
榎木敏之 指導課長	<p>澤委員のおっしゃるとおり、各学校に新しい学校づくりに参画したいという先生方の希望も取りまして、その方々お一人お一人と面接もしまして、どのような希望・アイデアを持っているか、実際そのように関わることになったときには、どういうアイデアとか工夫を今お持ちかというようなこともお聞きしながら、12月に面接を実施したところです。</p> <p>それも踏まえて、今後の異動については考えていくということで進めているところであります。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>事前の準備を、本当に令和9年度にスタートするときのメンバーを先に決めておいて、そのメンバーで事前準備もしたほうがいいよねという趣旨で今選んだと思うんですよ。</p> <p>なので、そのメンバーはもう選定したということでもいいんですか。</p>
榎木敏之 指導課長	<p>令和9年スタートの全てのメンバーが決まったというわけではありませんけど、ある程度のメンバーは候補として決めているというところになります。</p> <p>その先生方を中心に、その先生方だけではないんですけど、含めた先生で、新しい学校づくりに向けた、どういった学校をつくっていくのか、新しい学校ができたならどういうふうなことをやりたいか、今、教育館とか資料館とかそういうのもスタートまでに少しずつそろえていけるように取り組んでいきたいと</p>

遠藤洋路 教育長

いうことを考えているところです。実際、今、少しずつ進めているところです。

当然自分がメンバーだということが分からないと参画ができないというか盛り上がらないと思うんですけど、それは、本人は分かっているわけですね、自分が選ばれたんだということは。

榎木敏之 指導課長

ご本人は、選ばれたということはもう分かっています。お知らせしていますので。

今後、令和9年に、まだ確定ではなくて、後から参画する方も当然いらっしゃると思いますので、その方はまだ、どうしても一つの異動事務で全て完結できないところがありますので、今年度の異動事務と直前の異動事務でスタッフが完全に決まるということになります。

遠藤洋路 教育長

もちろん全員は決まっていらないんでしょうけど、今決まっているメンバーはいるわけですよ。だから、何かそれをもうちょっとはっきり発令したらいいんじゃないんですか。何か「天明みらい学園準備室」とか。室じゃなくてもいいけど、正式に辞令を出したほうがいいと思うんですけど、そこはどうなんでしょう。

榎木敏之 指導課長

グループに名前はまだついていないんですけど、今回の辞令のときに別紙で、ほぼ辞令というものなんですけど、ちゃんと文書でお渡ししていますので、ご本人はそれを理解しているということと、面接の中で、令和9年度からスタッフになりたいという方のご希望を取ったときに、その面接の中で、もし令和9年のスタッフになったら令和8年度から学校づくりの準備に参画してもらえますかというようなことも聞いて、それに同意していただいた方々は、ほぼ皆さんで、令和8年からもう参画したいということでした。令和8年は自分の学校の仕事があるんですけど、その上で天明の学校づくりに参画したいというようなことも同意を得ていますので、月に1回か2回、必ず定期的な打合せ会議等を行いながら進めていく予定をすでに組んでいるところです。

菅野委員にもコーディネーターというか、ご支援いただく話のご相談は今しているところです。

遠藤洋路 教育長

なので、それを何かよろしくねという非公式な感じじゃなくて、正式に兼務発令か何かをして、肩書をつけたほうがいいと思うんですよね。そういうことをやったらどうかということなんですけど。

榎木敏之 指導課長

そのような形がもしできるならそういう形で。今お願いしているところは、新しい令和9年の天明に、確実にそのスタッフになるという人と、もし令和9年、天明に確定していなくても、そういう新しい学校づくりに参画したい人は、希望があれば参加していいですよという話もしていますので。確実に天明の人だけということで今、枠組みを考えていないところがあります。そのあたりはある程度そういう兼務するような形で、そういう枠組みでつくったほうがうまく進むのであれば、そういう形も検討していきたいと思います。

そこは関係の課とも相談しながら、検討したいと思います。

遠藤洋路 教育長

まさに今課長が言ったようなところを私は心配しているので。何かこの人たちなのかもしれないけどそうじゃないかもしれないし、そうじゃない人たちも入るかもしれないしみたいな、そういう曖昧な形じゃなくて、教育委員会事務局としてもしっかり逃げ場がないように、この人たちがやるんだということを確認させたほうがいいんじゃないかということなんですよね。

後から、やっぱりやめますとかやっぱり変えますとか、そういうことにならないようにしたほうがいいんじゃないのかなと思っていますということなんです。なので、そこも検討をよろしくお願いします。

榎木敏之 指導課長

はい、分かりました。ちょっとしっかり整理して進めたいと思います。

澤栄美 委員

一部の人たちがある程度確定というか、ほぼ確定した状態ということですよ。

遠藤洋路 教育長

そうですね。

澤栄美 委員

さっきハードの話も出たけど、苫野委員は、今の話だともうそういうのが進んでいるということは多分ご存じだったんだなと思ったんですけど、それも含めて、何かまだ天明みらい学園

遠藤洋路 教育長

って何かなどはっきり分かっていないような先生方もしいるとすれば、もちろん市民に対しての広報もですけど、学校の先生方に、また、今希望している人だけじゃなくて、さっき榎木課長が言われたように、別の人たちが加わる、頑張りたいという人が加わるという意味でも、学校にしっかり周知を進めていけたらいいのかなと思いました。

当然今全ての人が決まっているわけじゃないので、これからもっと増えていくんでしょうけど、少なくとも決まっている人たちについては、もうこの人たちだと確定させたほうがいいと思いますので。そうしないと何かうやむやになっちゃうというか、曖昧な感じになってしまうと思うので、よろしく願います。

苦野委員がコーディネートしていただくということですかね。どんなことをされるのか、少しお話しいただいてもいいですか、この機に。

苦野一徳 委員

そんな大層なものではないんですけど、これは本当に希望のあるプロジェクトですので、先生方と、あとこどもたちも一緒に、わくわくするような学校をどうやってつくっていただけるかを、とにかくたくさん対話して、希望を描き合いながら学校づくりをしていきたいなと思うので、私も存分にかませていただければと思っているところです。

あと、最初とにかく対話の場をたくさん数を当てて、教育館、こども館、児童館、そういったものを高いところで見せ合わせていって、いろいろな先進的な事例も見ながら、自分たちがどんな学校をつくっていききたいかということと一緒に考え合っていけるような、そんな機会が。

先生方はいろんなところに散らばってらっしゃるので、対面で会える機会ってそんなにたくさんないかもしれないんですけど、少なくともそういった機会を最初のほうにはつくって、一緒に気持ちを盛り上げてやっていきたいなと思っているところです。

遠藤洋路 教育長

分かりました。ありがとうございます。

澤栄美 委員

やっぱり学校をリードしていくのは管理職だと思うんですけど、そのあたりも将来的にやりたいという人がなるように運ば

榎木敏之 指導課長

れているのかということが1点。

それと、基本的にはやっぱり天明地区の小さな学校だったのを一つにまとめようというところから始まっていると思うんですけど、将来的にそういう義務教育学校に自分も入りたいとか、うちのこどもを入れたいとかいったときに、校区とかを考えずによその校区からということもあり得るということなんですか。その部分、ちょっと知りたいということ。

今のところ、天明校区は新校準備会議でももうお伝えしているんですけど、天明の新しい学校の天明みらい学園については、熊本市全域から入学することが可能。転入も可能なんですけど、校区が全域になるということでお伝えしているところです。

先ほど苦野委員からありましたように、やっぱり周知広報の面でもうちょっと足りないところがありますので、今後、そのあたりも周知をしていきたいと考えているところです。

令和8年度は夏に基本的な学校説明会を今のところ予定していますので、そこまでには市内全部の家庭にそういう情報をお伝えして、どんな学校が天明校区にできるのか、どんな魅力があるのかというのはお伝えしていきたいと考えているところです。

遠藤洋路 教育長

管理職も希望を取ったんですね、天明みらい学園を希望するかどうか。

榎木敏之 指導課長

はい。希望を取りました。

遠藤洋路 教育長

ただ、まだ決まっていないということですか。

榎木敏之 指導課長

まだ明確な確定を聞いておりませんので、そこは関係課としっかり確認をしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

さっきも言いましたけど、やっぱり教育委員会として、覚悟を決めることが必要だと思うんですよ。来年この人を校長にしますと。それを決めないと、なかなか引っ張る人もいないし、盛り上がらないと思うんですよ。

何か指導課とか教育委員会の事務局がたまに会議をするだけで、それでまとまるというものじゃなくて、やっぱり来年この体制でいきますよということをもう今から決めて、新しい校長

	を決めて、その人を中心にやってもらうという体制にしないと いけないと思うので、そこはそういう準備を進めてください。
榎木敏之 指導課長	はい、分かりました。もう今年度中に、あと数日しかありませんけど。
遠藤洋路 教育長	今年度中じゃなくてもいいけど、近々でいいですけど。
榎木敏之 指導課長	我々も早く決めて組織をつくれたら、そのほうがスタートが スムーズにいくと思いますので、しっかり早く決めていきたい と思います。
遠藤洋路 教育長	別にあと何日かで校長を決めるとまでは言っていませんけど ね。でも、この人が次の校長ですということを早く決めて、その 人が中心になって学校づくりを準備するという体制をつくる ということですね。それは別に4月1日じゃなくてもいいと思 うので、準備を進めましょう。
榎木敏之 指導課長	分かりました。できる限り早く決めながら進めていきたいと 思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
澤栄美 委員	ありがとうございました。
遠藤洋路 教育長	ほかはよろしいですか。 では、ちょっとこの議案の話とは少し違う話もありましたけ ど、議第19号に関して、ご発言がなければ、採決を行いたい と思います。よろしいでしょうか。 議第19号 熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則 の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありません でしょうか。
	(異議なしの声)
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第19号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第20号 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について

《吉里麻紀 教育政策課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

ちょっとよく理解できないんですけど、結局「教育予算の見積りを決定すること」という事項をこれまでは除くということになっていたんですね。だから、これは教育長に委任しないということになっていたんですね。この事項を削るということは、これを教育長に委任するということになるという意味でしょうか。

吉里麻紀 教育政策課長

これまでは予算の見積りを主体的に教育委員会から財政局に提出をしておりましたが、今後は財政局から意見照会を受けまして、それを基に教育委員会会議で議題として提案しまして提出するという、そういった流れになります。

遠藤洋路 教育長

私から説明しますが、地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが昭和31年にできたんですね。その前は教育委員会が教育予算の見積りを決定するという仕組みになっていたんですが、昭和31年にその権限は教育委員会からなくなったんです。ですから、本来昭和31年にこれは削除しておかなきゃいけなかったものを、今、令和8年になって改正するということで、何年ぶりですかね。

澤栄美 委員

69年ぶりですね。

遠藤洋路 教育長

なかなかないんですけど、昔は教育委員会が教育予算の見積りを決定して、市長にそれを出して市長が議会にかけるという仕組みだったんですけど、今は市長が予算を編成して、その予算編成する際には教育委員会の意見を聞くということになっています。これは予算だけでなく条例もそうなんですけど。ですから、何とかに関する条例案に対する意見についてという議案がいつも出てくるんですよ。あれは市長がこの条例案を議

会にかけるので、教育に関する事だからまず教育委員会の意見を聞きますというのでこっちに来ている。

予算案も本来そのやり方でやるべきものなんですけど、熊本市の場合は昭和31年よりも前のやり方と同じで、教育委員会が見積りということで市長にこちらから意見を言うという形だったんですね。

それでもいいと言えいいんですけど、予算と条例と形式的には一緒なんで、市長がつくってそれを教育委員会に意見を聞くとか、つくる前に教育委員会に意見を聞くとか、市長から意見を聞いてもらうという形に今回改めますということです。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

先ほどの課長の説明も、こっちから言うんじゃなくて向こうから意見を聞いてもらうという形式で、条例案と同じやり方にそろえますということです。なので、どっちでもいいと言えどどっちでもいいんですけど、こっちのほうがすっきりするかなということです。

ほかの自治体を見ても何か両方あるんですけど、本来は多分予算案も条例案も同じように市長から教育委員会に意見照会するというのが、今の法律が想定しているスムーズなやり方かなと思っているところです。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

こちらとしては、やることはそんなに変わらない。形式的なものですけど。

ほかによろしいですか。

では、ほかにご発言がなければ、採決を行います。

議第20号 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第20号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第21号 「第3期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定について

《朽木篤 教育改革推進課長 提出理由説明》

澤栄美 委員

すみません、いくつか質問で、もしかしたら前に説明があったのかなと思いますけど、3ページに大体の大きな一覧がありますけど、その中で一つ質問は、柱4の(2)の中の2つ目に「学校問題相談員」というのがありますが、後のほうで詳しい内容も少し読んで来たんですが、これは今、学校問題対応相談というのが教職員課の中にありますよね。それとはまた別にそれを置くということかということが一つです。

それから、同じ柱4の5になりますけど、「不登校サポーターを小学校にも巡回する」となっているんですが、私の中では、やはりそこに誰かがいる、一つの部屋の中にいるということが、非常に効果としては高いと思っているんです。これは巡回から始まって、将来的には常設じゃなくて、何て言ったらいいんですかね。

遠藤洋路 教育長

常駐。

澤栄美 委員

そこに常駐の人になる方向かということをお聞きしたいと思います。

勝田広幸 総合支援課長

今、澤委員からございました不登校対策サポーターの小学校への常駐というところのあれかと思いますが、現在では非常にやっぱり人員確保が難しいような状況でありますので、今現在、今年度でありまして21校の中学校に不登校対策サポーターを配置しておりますので、その不登校対策サポーターは、最初は巡回かもしれませんが、ひょっとすると1週間の中で、例えば何曜日かは小学校にというふうな、毎日というところではないかもしれませんが、そのような形で発展させていければいいかなとは考えております。

遠藤洋路 教育長	最初の質問は何でしたっけ。
澤栄美 委員	「学校問題相談員として、精神的な悩み等を抱えている教職員に対する精神科医師又は臨床心理士による相談面接」ということが書いてある部分で、今、学校問題対応相談ですかね、教職員課の事業、事業と言っていいんですかね、ありますけど、それとはまた別のものかということをお尋ねしました。
上村清敬 教職員課長	これはおっしゃるとおり学校問題対応相談事業のことかと思えます。
澤栄美 委員	イコールですか。
上村清敬 教職員課長	そうですね。この内容であれば。学校問題相談員という名称だったことを私はちょっと知らなかったんですけど、学校問題対応相談事業の内容のことかと。
澤栄美 委員	「(新設)」と上に赤くあるのは、この(2)の項目が新設になったということですかね。私は何か新たに、また別にこういったシステムがつけられるのかなと。学校問題対応相談とは別につけられるのかなと思ったんですけど、そこをお尋ねしたいです。
朽木篤 教育改革推進課長	2ページをお願いいたします。 真ん中ほどの(3)の「プログラムの位置づけ」の中に、今回、教職員の長時間勤務の実態改正を図るため、「業務量管理・健康管理確保措置実施計画も兼ねている」という記載があります。これは、今回の給特法の改正に伴いまして、この実施計画をつくるようにということで文科省から通知が来ております。 その中で、今回掲げております「健康及び福祉の確保」というタイトルを、今までこのプログラムの中には含めておりませんでしたので、新規の項目として立ち上げたということになります。内容としましては、今までやっていることのほうが多い項目になっております。
澤栄美 委員	じゃ、これは学校問題対応相談、今まで教職員課がやっているあれのことなんですね。

朽木篤 教育改革推進課
長
澤栄美 委員

はい、そのとおりでございます。

次、ちょっと意見にもなるんですけど、さっきの巡回のことも含めてですけど、養護教諭の業務の中にそれが入っているというところで、今の養護教諭の、「業務」という言葉にも多少違和感があるんですけど、職務と業務とどう違うのかという部分も含めて、平成20年に保体審答申が出されていて、その中で養護教諭の業務って5つにくくられたんですよね。その中に健康相談というのもその一つとしてあるんですけど、当たり前のように今使われている保健室登校ってどこにも職務としていないんですよね。

それが当たり前のように養護教諭が担うものだ。例えば不登校になりかけた子どもさんを、保護者の方が当然のように「保健室登校からお願いしたいんです」とか言ってこられる場合もあって。でも、それは一般的に、保健室が、登校しぶりの子を抱えることが多くなったから保健室登校という言葉が後からついてきただけであって、正式な用語ではない。養護教諭は何か一見暇そうに見えているほうがいいんですよ。そっちのほうがみんなが来るので。だけど、かなりたくさん業務を、職務を遂行しています。

だから、やっぱり当然保健室が抱えるべきものだということの意識からなくして、やっぱり全体でそういった子どもたちを見ていくという意識を持ちたいなというのが一つの意見です。

それからもう一つは、もともとどこから出た言葉かちょっとよく私も分からないんですけど、私はその言葉を知ったのは、どっちかというところだとICT関係の本で知ったんですけど、「局所解」という言葉があって、例えば公園で遊具が危険だと、その遊具を禁止にします。そうすると、けがは減りました。だけど子どもたちの健全育成のための公園の機能というのがなくなりましたというようなことがいろんなところで起きていると思うんですね。

私が何でここでそれを言っているかということ、柱1の(2)に「学校行事や日課の見直しを行います」ということで、業務量が減るというところでは、確かにそれは効果として出てくる場所もあると思うんですけど、実際には行事の中で子どもたちが生き生きとやっていたこと、そういう機会をなくすということにもなるかなと思ったときに、私たちが学校教育で何を目

指しているのかということも含めて、やはり検討していきたいなというのを考えたところです。

特に論点整理とかでも出てきていますけど、諸外国から注目されているということもあってかと思いますが、特別活動というのが名前として出てきていますよね。特別活動はいくつか、委員会活動だったり生徒会活動だったり学校行事だったり、小学校だとクラブ活動とかも含まれますけど、そういったものが含まれますけど、その中の一つである学校行事をどんどんもし減らしていく方向になるんだったら、それは教育が目指していることと合致するのかな、局所解になってしまうんじゃないかなというのを思ったりもするので、その辺も含めて、やはり教員の働き方というのも考えていきたいなというのをちょっと意見として。

これからまた新しいこのプログラムができますので、委員の方もまた新しく決まったんだと思いますけど、検討していただけたらなと思います。

朽木篤 教育改革推進課長

前段の養護教諭の件につきましては、資料の中でも「養護教諭に担うことが求められている職務を明確化します」ということを掲げております。こちらの職務について、やっぱり曖昧であるということ養護教諭の部会の中でもお話を聞いております。例えばフッ化物洗口等への対応が各学校で曖昧であるということも伺っております。市の養護教諭会でも今検討中ということをお聞きしておりますので、来年度の部会の中でもさらにこの辺の職務の整理、明確化というのをやっていきたいと考えております。

遠藤洋路 教育長

後半の点はいいですか、学校行事とか特別活動とか。

澤栄美 委員

後半で言ったことは、全体的に今後また新しいプログラムの中でそういったことも考えて、子どもたちの成長というのが阻害されないように、先生方の時間を創造して、先生たちが生き生きと教育活動をやっていくということとワーク・ライフ・バランスを取るということももちろん大事なんだけど、教育という特別な営みといえますか、そういったことも、子どもたちの成長も考えて、ぜひ議論していただきたいなと思ったということで、お答えはもう今後ということで大丈夫です。

遠藤洋路 教育長

とても大事なご指摘なので、やっぱりそれは事務局にも問題意識を持ってもらうために、しっかりここでコメントをしたほうがいいかなと思って、あえて振ったんですね。

水田貴光 教育センター
所長

今年度の8月に学習指導要領の新たな改訂で、論点整理が教科等で出ます。今の現状でも特別活動の充実はまだ叫ばれていますので、教育センターとしましては、次年度、教科等の研修等を新設で行いますので、そういう中で特別活動の大事さであったり子どもたちの体験活動の充実をしっかりと学校にお伝えして、さらなる発展・進展をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

西山忠男 委員

今の澤委員のご指摘は非常に重要なことなので、やっぱりしっかり考えてもらいたいと思います。

大学の場合、国立大学が法人化されて、安全管理なんかのものすごくやかましくなったんですよ。具体的な話をしますと、それまで野外実習というのをやっていたんです。例えば私の分野でいうと、地質調査の野外実習をしていたんですね。これは例えば天草なら天草に行ってどこかに泊まり込んで、その地域の地質を自分たちで歩いて調査するんですけど、これまでは教員が1日ぐらい指導に行って、あと2週間ぐらいは自分たちで歩きなさいという形でやっていたんですよ。

ところが、法人化されてからそれができなくなったので、要するに全部教員がついていかないと、安全面で心配があるから学生だけで歩かせるのはやめなさいということになって、結果的に野外実習ができなくなって、どんどんやめていっちゃう、そういう実習関係。

当然学生の力はがたん落ちていますよ。こういうことになっちゃうんですね。教員は楽しお金のかからないし責任も取らなくていいから、じゃ、もうやめようということでそうになっちゃうんですけど、やすきに流れるばっかりに教育がもう完全に駄目になってしまったというようなことがあるんですよ。

だから、もう学校行事もやらないほうが楽ですよ。だけど、澤委員がおっしゃるように、教育として非常に重要な一面を担っているわけですから、それはやっぱりしっかり考えて、やめ

遠藤洋路 教育長

ていいのとやめられないのと、しっかり分けて考えなきゃいけないだろうなと思います。

続けてよろしいですか。

はい、どうぞ。

西山忠男 委員

続けて、この時間創造プログラムについてはもうさんざん議論してきて、ようやくこれだけの形になってきたと思います。これまで取りまとめていただいた朽木課長に感謝申し上げたいと思います。もう4月からさようならということで、最後に一言意見を言わせていただきます。

柱2の「新しい時代の働き方を創造するDXの推進」というところで、ちょっと欠けているなというのが1つあるんです。それはAIの活用です。AIを活用するとものすごく事務処理が楽になるということがあるんですよね。例えばGeminiというAIがありますけど、それにNoteBookLMというのがありますが、ご存じですか。

これは自分の資料をアップロードしておいて、例えば「何について抜き書きしてください」と言ったら、そこからずっと抜き書きしてくれるんですね。だから、例えば我々はよく議事録の、「教育委員会でいつ議論したか、あの問題」とかいうようなことがあるでしょう。例えばこどものいじめ問題をいつ議論したかな、どんな結論になったかな。全部議事録をひっくり返さないといけないのに、でも、その議事録を全部アップロードして、「こどものいじめについての記述を抜き出してください」と言ったらぱっとすぐ出てくる。簡単にもう検索できるんですよね。そういうシステムを活用すると、もう事務処理はものすごく楽になる。

これはいろんな活用法があると思いますよね。これはただでかなりの量の資料をアップロードできるので、現場で活用するといんじゃないかなと。そういうAIの活用方法をいろいろ考えて、教員を楽にする、事務作業から解放するというをやっぱり考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

朽木篤 教育改革推進課

市役所内でもAIの活用が進んでおりますので、そうした取

長	組も、学校現場にも進めていきたいと思います。ただし、セキュリティ面での課題もあると思いますので、教育センターから補足説明させていただきます。
水田貴光 教育センター 所長	<p>校務利用につきましては、市からのパイロットの利用が推進ということで言われていますので、学校長の許可を得る、管理職に申し出て教員が使うということを2年ほど前からやっておりますので、校務利用は大分進んできたというところは思っております。</p> <p>また、現在、生成AIのパイロット校を2校、清水小学校との武蔵中学校で実践しております、そちらでも実践を、先日、全国でも共有の場がありまして報告してきた次第です。</p> <p>本当にいい面もあるんですけど、規約であったりそういうのも大事になってきますので、今後、授業活用のほうが推進すると思いますので、そういうところもしっかり教育センターとして指導主事が研修を行ったり、ルール等をしっかり周知しながら進めていきたいと思っております。</p>
遠藤洋路 教育長	よろしかったですか。
西山忠男 委員	はい。
村田槇 委員	<p>3ページの柱4の、先ほども出ましたけど、(2)と(8)に関係すると思うんですけど、保護者や地域といった外部からの不当な要求等だけではなくて、内部の職員間のトラブルの場合に、それを安心して相談できる環境というのもとても必要ではないかなと思いました。</p> <p>職員間となるとどうしても一緒に、同じ職場で仕事をしていくので、相談というのも同じ職場内でするのは到底難しいでしょうし、下手すると関係がさらに悪化してしまったりとか、関係がそもそもなかった職員まで巻き込まれていって、結果的に誰かが孤立してしまうような状況が生じてしまうのではないかなと思います。</p> <p>先生対子どもとか対保護者とか対地域だけでなく、教職員同士のトラブルについても安心して対応できる環境であってほしいなと思います。</p>
上村清敬 教職員課長	職員間のトラブルも頻繁に起こっておりまして、教職員課に

もしょっちゅう電話がかかってくるような。今日も打合せを行ったところであるぐらい。

教職員課が窓口になっておりますし、先ほどの学校問題対応相談というものは、先生方のあらゆる悩みに対応するものですので、これは何も子どもとのトラブルだけではなく、保護者とであっても学校内の問題であっても相談することができます。別途また教職員課にも保健師も在駐しておりますし、いろんな悩みに対応しておるところですけど、何か実感として増えているような印象はあるところですけど、適宜対応しておるところです。

朽木篤 教育改革推進課長

最後のプロジェクト会議でも同じような話がありました。教育委員会会議において同僚性の話が出ましたので(2)の健康及び福祉の確保のところ「校内での対応を通じて」という項目を追加しました。最後のプロジェクト会議では、職場内でのハラスメントについても、この中でも含めて、いい事例があったら各学校に周知してほしいという意見がございました。この(6)で追加した項目も含めて、先ほど村田委員からのご意見もありましたけど、積極的に事例の紹介をしていきたいと考えております。

遠藤洋路 教育長

ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようでしたら、採決を行います。

議第21号 「第3期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第21号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第22号 笑顔いきいきプラン(第3次熊本市特別支援教育推進計画)の策定について

《竹内賢二 総合支援課特別支援教育室長 提出理由説明》

西山忠男 委員

ちょっとこれまで気がつかなかったんですけど、特別支援学校のこどもの副籍の検討というのがありますけど、これはどういうことなんでしょうか、教えてください。

竹内賢二 総合支援課特別支援教育室長

副籍という制度につきましては、小中学校に副次的な籍を置きまして、特別支援学校の生徒が小学校や中学校と必要に応じて自由に交流ができるような取組がございます。本籍は特別支援学校にあるんですけど、小中学校に副次的に籍を置いて、地域の子が小中学校の教室にいるのが自然な形で交流ができるような取組になります。

こういったところをどこまでできるかというのはモデル校で検証していきながら、熊本市でどんな取組ができるか、他県の事例あたりも検討しながら、今後、副籍制度も視野に入れて、特別支援学校と小中学校との交流活動を展開していくというところで載せております。

西山忠男 委員

熊本市の場合は特別支援学校、小中はあおば支援ですから、隣に隣接して小学校、中学校がありますよね。だから、そこに副籍を置けばいいということなんでしょうか。

竹内賢二 総合支援課特別支援教育室長

あおば支援学校には城東小学校と藤園中学校、その校区以外のお子さんも通われていますので、まずは城東小、藤園中校区のお子さん、その3校で取り組んで、次第にほかの校区から通われている子に広げていけたらと考えているところでございます。

西山忠男 委員

大体イメージが出てきましたけど、要するに自分の居住する地域の学校に副籍を置くということなんでしょうね。

そうした場合に、どういうメリットがあるのか。交流という意味では城東小と藤園中に副籍を置けばそれで済むんじゃないかと思うんですけど、居住地域の学校に副籍を置くことにどういうメリットとか効果とかあるのか教えてください。

竹内賢二 総合支援課特別支援教育室長

メリットにつきましては、やはり特別支援学校のこどもが今日は来るんだよではなくて、特別支援学校で学んでいても、ク

ラスの一員なんだ、といった子どもたちの仲間意識というか、相互理解やお互いを認め合うといったところがふだんの活動から自然に培われていくという点で、共生社会を担う人材の育成に向けて非常に大きなメリットがあると思います。

ただ、課題としましては、今まで居住地交流ということで支援学校と小中学校とで交流をしておりますけど、やはり先生がつかないといけないとか、年に頻繁にできないとか、そういった課題もありますので、ふだんから交流活動をしっかり活性化させて、一緒に活動するのが自然な環境をまずつくっていくことで、副籍の取組につなげていけたらと考えているところでございます。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

では、ほかにいかがでしょうか。特にありませんか。ほかにないようでしたら、採決を行います。

議第22号 笑顔いきいきプラン(第3次熊本市特別支援教育推進計画)の策定について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。
議第22号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第23号 「熊本市教員等の資質向上に関する指標」の変更について

《水田貴光 教育センター所長 提出理由説明》

苦野一徳 委員

特にこの内容へのというわけではないんですけど、以前申し上げたことがあったかもしれないんですけど、「合理的配慮」という言葉は、リーズナブル・アコモデーションの訳なんですよ。このアコモデーションというのを配慮と訳するのはあまりよ

くないんじゃないかというのは割と専門家の中で議論されていて、配慮というと特別扱いの気遣いをするみたいなイメージがどこかにあるけど、アコモデーションというのは「調整」というのが原義で、単に特別な気遣いをするというよりは環境を調整していくという割とフラットな言葉なんですよ。

ただ、「合理的配慮」というのは、もう法律の中でもこの言葉が使われているので、なかなか法律的な、条例的なところで、あるいは割と公的なものが高いもので「合理的調整」という言葉を使うのはあまりふさわしくないのかもしれないんですけど、ちょっといろんなところで攻めの姿勢を熊本市教育委員会としては。なので、「合理的調整」のような、ちょっと攻めた、あえてそういった、より正確性のある言葉を使っていてもいいんじゃないかなというような気もしております、またいつか議論ができたらうれしいなと思ったところです。

遠藤洋路 教育長

「合理的配慮」と「合理的調整」というのはどんなところが違うということなんですかね。

苦野一徳 委員

「配慮」という言葉に「ある種の特別扱いを認めますよ、あなたには」というちょっと温情主義的なところであったり、何かそういうニュアンスがどこかある。ありませんかね。

「調整」というと、もうちょっとフラットなイメージがあるという感じがします。

遠藤洋路 教育長

「配慮」というと、何か「してあげますよ」みたいな、そういうことってことですか。対等な感じじゃないというか。分かりました。

西山忠男 委員

微妙な言葉のニュアンスの問題なので何とも言いようがないんですけど、そういう言葉はいっぱいあるんですよ。「こどもの特性」といいますが、この「特性」という言葉も何なんだろうとよく思うんですけど。

なかなか難しく、それを適切に言い表す言葉がなくて、今一般に流布している言葉を使っている。合理的配慮も特性もそうなんですけど。当分は仕方がないんじゃないかなという気がして。何かもっといい方法があればいいと思いますけど、ちょっと難しいですね。

苫野一徳 委員

本当におっしゃるとおりだと思います。

以前、「インクルーシブ教育システム」と文科省が使っている言葉を「インクルーシブ教育」にしたのと同じように、「合理的配慮」というのをちょっとずつちょっとずつ「調整」という方向にあえてしていくとか。既成的に、もうこっちのほうが何かすっきりするかなみたいな感じになっていくなればそれもありかもしれませんし、あるいはちょっと括弧書きをして「(調整)」みたいにしていくのとか、何か工夫を少しずつしてみるのもありなのかなという気がして。

ちょっとした、まずはご提案で、行く行くそんな機会があれば議論できたらなという頭出しのようなものでした。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

趣旨はよく分かりました。広く通じるというか、分かりやすさという意味では世の中に広まっている言葉を使うのがいいということもありますし、一方で、苫野委員がおっしゃったように、新しい価値観、新しいといいますか、価値観の転換を促していくという意味では少し、あえて違うような表現にするという方法もあるのかもしれないので。それは、今のところは確かに通じないと意味がないというところがありますから、取りあえず「合理的配慮」という言葉をなくすのは変かなとは思いますが。

括弧書きにするのか注にするのかはよく分かりませんが、今後作る文書とかで、何かそういう意識を持って文書を作るというのは、工夫できる場所はあってもいいのかなと思いました。

そのためにはまず、もう少し何か違いがはっきりするといいのかなと。ニュアンスの違いは確かに分かりましたが、具体的に何か施策としてやるときにどういう違いが出てくるのかなというところも少し考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

では、ほかにご発言がなければ、採決を行います。

議第23号 「熊本市教員等の資質向上に関する指標」の変更について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第23号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第24号 熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂について

《水田貴光 教育センター所長 提出理由説明》

西山忠男 委員

現状をよく承知していないので教えていただきたいんですが、現状ではどういうふうにクラウドを利用しているのでしょうか。

水田貴光 教育センター
所長

例えばですけど、実際のところ、タブレット端末でロイロノートという共有のものをやっていますが、あれもクラウドで保存したりとか、まなびポケットであったり、様々なものがどんどんクラウド化されて、そちらに移行している現状がありますので、それに伴いまして、業者側の規制を厳格にし、児童生徒、保護者の利用をより効率的にできるようにという改訂案となっております。

西山忠男 委員

ロイロノート程度であればそれほど重要な機密情報は含まれていないんじゃないかと思うんですけど、通知表のデータとかそんなのもクラウドサービスにアップロードしたりすることがあるんですか。

水田貴光 教育センター
所長

今後、教育改革課の、先ほども提案のありました自動採点システムとか、そういうのもそれにも当たりますので、その対応に伴っての変更、改訂を考えているところです。

西山忠男 委員

分かりました。

澤栄美 委員

一番最初の紙の付箋がついているところというと1のところなんですけど、ID・パスワード、子どもたちが個々に持っているわけですね。この管理というか、ちょっと生徒指導上の

水田貴光 教育センター
所長

問題でも、人のものを盗んで変なものを上げるとか、そういうのが起きているというふうに聞いているんですけど、基本的には先生方がそれを持っている状況なんですか。何かどこかの一覧とか、そういうことで持っているということですかね。そういう生徒指導上の問題ってどうして起きたのかなと思うのでお尋ねしています。

タブレット端末の多分パスワードがそれに当たると思うんですが、原則それはもう個人のプライベート情報ですので、それを持っておくということはいけない行為になりますので、個人が、自身が持って分からないようにするというのが原則です。

ただ、こどもの発達段階に応じて、知っておいたほうがいいとか、そういう場合は学校長とか学校の判断でされている場合もあるかと認識しております。

澤栄美 委員

結局子どもたちが自分たちの中で自分のパスワードを知っているということですよ。

他人のパスワードをどこからか自分が知って、成り済まして、本人がしたように何か変なものを上げて、この子はそういうのを上げたんだよと。実際には本人は上げていないんですね。そういう事例もあるというようなことも聞いたことがあるので、子どもたちが個々で管理する限界といたしますか、そういうのはあるのかなと思ったので聞いてみました。

水田貴光 教育センター
所長

ありがとうございます。

セキュリティのそういう点は、また次年度も引き続きですけど、情報担当者等にもしっかり周知しながら、管理等は徹底していきたいと思っております。

今回に関しましては、静脈認証であったりセキュリティのアップに伴うところを、IDを複雑化といいますか、大文字、小文字、数字を入れたパスワードにするなど、ちょっと分かりにくいような形を整えて、他人の成り済ましがないようにというふうな変更を考えております。

西山忠男 委員

組織体制の話ですけど、学校情報セキュリティ管理者は校長になっているんですけど、実際には校長はそういう情報関係に詳しいとは限らないので、やっぱり実務は学校情報セキュリティ担当者という名の教員が担わざるを得ないんじゃないかと思

	<p>うんですけど、そういう意味で、そういう情報に詳しい教員を各学校に少なくとも1名配置するような配慮はなされているんですか。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>各学校には情報推進リーダーを設けておりまして、なおかつ複数で対応するというので、一応教育情報推進リーダーの定期的な研修を行っております。</p> <p>また、西山委員からお話があったとおり、管理職で詳しい詳しくないというのものはいけませんので、12月頃に管理職向けのICT研修も行っており、それを通してスキルの向上を全教職員に図っているところです。</p>
西山忠男 委員	<p>分かりました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>私から一つ確認なんですけど、ここにあるこれは熊本市立学校の情報セキュリティ対策基準ですけど、その上にある一番大本の熊本市情報セキュリティ基本方針というのがこの前改訂されていますけど、それを反映した修正とかというのはこの後また入ってくるということになるんですか。それとも特に、それはもうこの改正で準拠しているということなんでしょうか。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>先日出ましたので、学校情報セキュリティ対策基準はその都度随時といたしますか、そういうふうに考えておりますので、また整合性等を図りながら、改訂の必要がある場合はしっかり改訂をさせていただきます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>この前、今週かな、改正があっているんで、それを反映した修正というのはまたこれから確認するという、そういうことですかね。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>はい。また修正は図るということと、随時市長部局の情報政策課とは連携を取っておりますので、今のこの案でも、現状何か喫緊の課題はないと捉えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>はい。分かりました。</p>
西山忠男 委員	<p>さっきのAIの話になるんですけど、この紙の資料の17ページの6番に「インターネット接続は必要最小限にするように</p>

水田貴光 教育センター
所長

指導する」となっているんですけど、今後AIを活用することも考えて、少しこの辺のことは考え直したほうがいいんじゃないかなと思うんです。

前回言いましたけど、福岡市は教員がAIを活用して授業の準備等の省力化に役立てるように研修を行うというようなこともやっていますので、積極的にそういう方向を模索したほうが教員の負担軽減にもなるんじゃないかと思うんですよね。少しその辺を考えていただければ。セキュリティの問題ももちろんあるんですけど、考えていただければと思います。

ご意見ありがとうございます。

先日も、2月でしたか、生成AIのパイロット校の成果発表会へちょっと行かせていただいたんですけど、校務利用はもう本当に全国的にほぼ同水準的に進んでいるなというのを感じました。

また、先ほど西山委員からお話がありました教材研究、授業の活用というのにはまだばらつきがありまして、本市でも数校モデル校で取り組んでおります。それをもっと増やしてというところで次年度進んでいきますので、そういう視点で、活用の推進であり、また逆に、セキュリティ対策基準もしっかり考えていこうと思っております。ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

必要最低限というのがどんどん変わるということなのかもしれないですね。分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかになければ、採決を行います。

議第24号 熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第24号については、原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4 協議

・協議(1) こどもを守る相談票(わいせつ・セクハラ版)の導入について

《上村清敬 教職員課長 説明》

西山忠男 委員

ちょっと微妙な問題なんですけど、同僚の教職員からでも教育委員会に相談票を提出できるということなんですけど、同僚の教職員であれば、まず校長に話すべきではないかと思うんですよね。なぜこういうことが書いてあるのかなというのはちょっと不思議なんですけど、校長が信頼できないということなんでしょうか。

上村清敬 教職員課長

当然、信頼していないわけではございませんが、中には、管理職には言いにくいという場合も考えられるかと思います。また、管理職に言っても動いてくれないということも、必ずではありませんけど、あり得ると思われまますので、どなたからでも、気づいた人は真っ先に教育委員会に言っていただく、そのことが迅速に解決に向かうことにつながるのではないかと考えたところです。これまでどおり、校長に言われて、そこから教育委員会というルートでも一切構わないところなんですけど、ルートを複線化したということです。

西山忠男 委員

いや、趣旨はよく分かるし、そっちのほうがいいのかもしれないという気持ちはあるんですけど、校長にしてみれば、メンツ丸潰れですよね。何で自分に相談してくれないんだと、いきなり教育委員会に言っちゃってということになりませんか。それが明らかになったとき、校長が教育委員会に訴えた職員に対してつらく当たるとか、そんなことが起こりそうな気がするんですけど、どうでしょうかね。

上村清敬 教職員課長

最後におっしゃった訴えた教職員につらく当たるところまではちょっと想定しておりませんでしたけど、今回はとにかく、本市でも起きております児童生徒の性被害をいかに防ぐかということのを第一義に考えて、正直、校長のメンツよりも、そっちを優先させていただいたということもございませし、先ほど申し上げたように、なかなか管理職に言い難いとかいうパターンもあると考えて、このように執り行いたいと考えたところです。

西山忠男 委員

おっしゃることはよく分かるんですけど、校長には監督責任がありますから、校長を通さずに教育委員会に訴えられたら、校長はやっぱり監督責任を問われることになりますよね。それだけ職員を掌握していないということになりますのでね、ここはシステムとして、少し慎重に考えたほうがいいんじゃないかな。確かに防止という意味ではいいんですけど、校長に相談できない、校長に言っても仕方がないというような状況は、それ自体が校長の監督責任を問われる状況なんですよね。これでいいのかなというのはちょっと思いますけど、いかがでしょうか、ほかの方は。

村田慎 委員

私はこれを最初に拝見したときに、ああ、管理職に相談しても駄目だったりとか相談しづらいというときに安心して相談できるために書いてあるんだろうなと私は認識をしたんですけど、最初から飛ばして教育委員会に直接出しましょうということではもちろん、ないのかなと私は見えていました。

澤栄美 委員

そもそもの話なんですけど、これ、こういう形で学校に配布するということですかね。

上村清敬 教職員課長

学校にももちろんお知らせしますし、保護者、児童生徒にお知らせして、いずれも相談ができるということを周知したいと思っております。

澤栄美 委員

このチラシ的と言ったらあれなんですけど、この形で配布するんですか。

上村清敬 教職員課長

今の段階で、このチラシをそのまま配布するということまでは決定しておりませんが、新しく相談票を、これまで体罰に特化した相談票でしたので、それをわいせつ・セクハラとどちらにも対応できるような相談票を今、学校問題対応チームと作成しているところですので、それをお知らせするとともに、またこちら、ちょっと緑と青で書いておりますようなわいせつ・セクハラを行った教職員にはこのような態度で臨みますということも皆さんにお伝えしようと思っておりますので、その際にどのような通知文にするかはまだ決定しておりません。

澤栄美 委員

分かりやすいようにイメージで図式化してあると思うんですけど、西山委員が言われたように、教職員の場合は段階もあるのかなって。特に学校内で、大分前に学校現場にいた人間として、大体ちょっとおかしい行動をしている先生については、やっぱりおかしいよねって、みんな思いながらも直接言えなかったりとかしてそのままになっているということも多々あると思うんですよね。だから、そういったことではなくて、ちゃんと駄目なんだということや、校長に言って校長から指導してもらおうとか、いくつかの段階があると思うので、こどもを守る相談票にどうぞというの、説明を今聞くと、もちろん、管理職にも言って、それでも言いにくかったりしたらとかいうような説明が入ったので、直接ばかりでもないよというのは分かるんですけど、これを見ると、やっぱりどうしても教職員から直接、こどもを守る相談票に言ってくださいねみたいなにも取れるので、そういう説明がもうちょっと要るのかなと思いました。

今、この公開の中でどこまで言えるのか分かりませんが、いろいろあった中で、やっぱり管理職がもうちょっとしてくれてもよかったんじゃないかなという意見が上がってきたりというところもあっているんで、実際に、もうこれでは管理職の先生には任せられないということがあった場合にはこういった形もあるし、その部分は校長先生も反省しなきゃいけないところも出てくると思うので、だからやっぱり説明がもう一つ、これだけだと足りないのかなと思ったので、もちろん、児童生徒や保護者についても、学校に相談しても駄目だった場合はそれができますよとか、そういう段階があると思うので、ちょっとこれだけの図だけで説明はちょっと厳しいのかなというふうに思いました。

上村清敬 教職員課長

ご意見ありがとうございます。今、体罰の場合でも、まずは学校に相談してくださいというのではなくて、どっちでも言えますというようにしてありますので、まずはどっちというより、たくさん選択肢があるということを保護者、児童生徒にもお示したほうがいいのかと思っております。その上で、今いただいたようなご意見を参考にちょっと表現を考えたいと思いますが、一応こちらにおかけする前に、校長代表者会議にはこれをご相談しています。校長会に全部持って帰っていただいて、回答していただいた際には、これには賛同いただいたところで

西山忠男 委員

ので、西山委員がご心配のようなことを酌んだ上で賛同されたのかはちょっと分かりませんが、特に反対意見はなかったところでございます。

澤委員がおっしゃったのと同じことになるんですけど、児童生徒と保護者は直接でもいいと思いますけど、教職員の場合は校長に相談しても改善が見られない場合はというただし書をつけたらどうかなと私は思いますけどね。まずは校長に相談してみる。それでも全然らちが明かなくて、全然改善が見られないという場合は教育委員会に提出できると、そういうステップを踏むようにしたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけどね。校長先生がどう思われるかな。私が校長だったら、やっぱりそうしてほしいと思いますよ。

遠藤洋路 教育長

私はそうしないほうがいいんじゃないかと、あえて申し上げますけど、やはり早く被害を止める、被害者を保護することが大事なんで、まず校長に言って、それでも駄目だったら教育委員会に言ってくださいということは、もう一回被害を受けろということですよ。その間、被害を受け続けてくださいという、それは非常に私は問題だと思います。むしろ、校長に相談してもいいし、教育委員会に相談してもいい、どちらでもいいですよというときに、校長に相談しないで教育委員会に相談する人がいたとしても、それはその人の選択ですし、そのほうが早く被害が止まると思ったんでしたら、それを教育委員会がすぐ介入するというのは十分あっていいと私は思います。やはり先ほど教職員課長が申し上げたように、校長のメンツよりは被害者の保護を優先すべきじゃないかと私は思いますけどね。だから、校長に言った後に、あるいは学校にまず言った後に教育委員会に相談してくださいだと、それだけ対応が遅れるということになりますよね。それに関しての責任は問われないんですかね。

澤栄美 委員

私、さっき段階と言いましたけど、さっき上村課長が使われた言葉のほうがいいなと思ったのは、選択肢だと思うんですよ。だから校長に言ってもいいし、いろんな事情があると思いますけど、直接、こどもを守る相談票に出すのは、その人がやっぱり判断して、選択肢があるんだというのが分かればいいのかなと思います。

遠藤洋路 教育長

それは私もそのとおりだと思います。ただやっぱりまずは学校に相談して対応してくれないときに教育委員会に相談してくださいというんだったら、それだけ時間がたちますので、そこはやはりあえて待つ必要はないんじゃないかなと思うんですよね。だから選択肢として校長に相談する、あるいは教頭に相談する、ほかの学校内で対応するという方法もあるし、緊急事態だからまず教育委員会に報告するとか相談するということがあってもいいんじゃないかと思いますけどね。そこでやっぱり、いや、ちょっとまずは校長に言ってくださいと突き返すのも変な話だし、それで対応が遅れたら責任取れないと思うんですよね、教育委員会として。

澤栄美 委員

また改めてつくられるということであれば、一番最初に目的があると思うんですね。できるだけと言うと変ですけど、こどもへのそういうわいせつ・セクハラを早く止めるためにこういうことを考えていますというのがあれば理解が促せるし、自分はより早くそうしたいという思いで教職員、保護者や児童生徒自身もできると思うので、目的が最初にあると、ちょっと分かりやすいのかなと今、話を聞いていて思いました。

遠藤洋路 教育長

校長にも皆さん、見ていただいたわけで、それはやっぱりそこは理解した上でこれに賛同していると思うんですよね。目的はまさに今、澤委員がおっしゃったようなこの緑のところ、懲戒処分までの期間、対象職員を自宅待機としますというこれを一日でも早くすることが大事なことなんだと思うんです。実際そういう事例があったわけですから。そこで、一日でも早く自宅待機にすることを教育委員会ができなかったら、そこは、いや、それは校長が対応すべきだったでしょうというふうには言えないと思うんです。対象職員を自宅待機にするかどうかということの判断というのは、校長が必ずしもできるとは限りませんから、やっぱりそれは教育委員会が対応しないといけない場合もあると思うんですよね。この緑のところは、全ての校長が、もう自分が全部、真っ先に相談してくれたらできますというんだったら、教育委員会の出番はこの青のところだけでいいのかもしれませんが、まず被害を止めるために対象職員を自宅待機にするということは校長はできますか、全部、すぐに。それは場合によっては難しいと思うんですよね。そこは

村田 稔 委員

教育委員会がまず介入しないといけない場合というのが現にあったと思うんです。なので、やっぱり実際起きた事案を基に考えれば、いや、まずは管理職が何とかすべきでしょうというのは一見、正論ですけど、被害者にとっては、被害が、救済が遅くなるだけなんじゃないですかねと思うんですよね。だからそこはもっと厳しく考えていいんじゃないかと私は思うんですけど。

管理職が信用できないというだけではないと思うんですよね、その理由というのが。例えば、セクハラをしているなと思う先生と校長、教頭が関係がよさそうだなと思ったときに相談しづらいというのもあるでしょうし、そもそも、その学校の中で一緒に働いている職場の仲間としてその人には言いにくいとか、信用していないとかではなくて、声を出しづらい、出す勇気が持てないという先生方、特にお若い先生とかそういう方々のために、この同僚の教職員からでもというのは、私はあっていいと思ったんですけど。もちろんこれ、ここの資料自体がまず、私たちに説明をいただくためにつくられたものということですよ。これから文言とかを練られていくと思うんですけど、課長がおっしゃるように、選択肢の1つですよというそういうニュアンスで、私もまず早めにというところが一番大事だと思うので、私はそのままあってもいいかなと思っています。

西山忠男 委員

今のご意見も分かりますし、教育長のおっしゃることもよく分かりましたけど、感想としては、ここまで来たかなという感想なんですね。本来なら、校長に上申して、すぐ校長が対応して解決するというのが本来の姿だと思っていたので、それが期待できないということから、こういうことも考えなきゃいけないということになったのかなということで、ちょっと学校のあるべき姿から、やっぱり私はずれてきているんじゃないかなという気がしますね。校長の立場からしたら、監督責任を問われるのに、こんなルートがあると、何かやりにくいかなと思っているんじゃないかなという気がして仕方がないですよ。迅速な対応というのは確かに非常に重要なんですけど、校長が迅速に対応すればすぐ済む話なので、それができないような現状があるということがやっぱり問題なんじゃないかな。感想です。

遠藤洋路 教育長

これがなくても、別に教育委員会に相談できるわけですよ。

なので、そこはあまり本質的には変わらないというか、こういう相談票という様式ができますよということかもしれませんが、これがなくても教育委員会に、教職員課に電話をかけてきたり、直接来て相談してもいいわけなんで、あまり相談票というのをつくるからといって、それを推奨しているわけでもないですし、ルートとしてこういうものがありますよというのを明確にするためには、このほうが相談しやすいということのかなと思いますけどね。

よく分かりませんが、上司として自分を飛ばされたというのでむかつとすることはあるのかもしれないけど、それでも被害が早く止まったんだったら、むしろそれでいいじゃないかぐらいのことじゃないんですかね。監督責任を問われるというのは多分、自分が報告を受けて対応しなかったとか、教育委員会に相談しなかったということじゃなくて、それまでにちゃんと監督していなかったからそういうことが起きているという意味での監督責任を問われると思うので、その相談のルートとあまり直結はしないんじゃないかなと思うんですよね。

西山忠男 委員

責任感の強い校長ほど、自分に言ってくれたらよかったのと思うんじゃないかなと思うんですよね。責任感の強い人はやっぱり自分がちゃんと全てやりますという覚悟で学校経営をやっていると思うので、そのところはちょっと私としては引っかかるんですけど、そういう人ばかりじゃないかもしれないから、こういうことになるのかなという気がします。

遠藤洋路 教育長

教育委員会の案件だって、学校の先生が教育委員会に言えばいいのにというものを教育委員会に言わないで、議員に言ったり、市長に言ったり、メディアに言ったりする人もいるわけじゃないですか。別にそれをむかつとするのも勝手だけど、いや、それはそれでいいと思いますよ、別に。個人的な感想は、それはこっちに言ってくれよって思うかもしれない。いや、それ言うなとは言わないですよ。だから、それと同じじゃないですかという気はしますけど。

すみません、ちょっとやっぱり何を重視するかというところで、これで気分を害される場合がもしかしたらあるかもしれないけど、それよりはやっぱり誰の気分が害されるのを一番防がなきゃいけないのかといたら、まずは児童生徒なんで、そういう優先順位でというふうに一旦、課長の説明は私はそれが正

しいというふうに思います。

西山委員のご意見も確かにそういうこともあるかもしれないなど、教育委員会の相談を受けた後の対応いかんでは、より管理職の心情を傷つける場合もあるかもしれませんから、そういうことはないようにしないとはいけませんけどね。あなたに相談が、あなたが受けるべきなのに、何で教育委員会が受けなきゃいけないんですか、それはあなたの服務監督がなっていないからじゃないですかとかそういうことは言わないわけですよ、教育委員会はね。そういうことじゃなくて、じゃ、まずこういう相談があったから、まず被害を止めて生徒を守るためにはどうしましょうかという連絡を学校にも管理職にもして話をするわけなんで、多分、何で俺に言わないんだという話にはならないんじゃないかなと思いますけどね。

でも、分かりません。校長先生の意見は誰も聞いていないから。福田次長だったらどうですか。私に言わないなんてけしからんという意見なのかもしれないけど、分かりません。

福田衣都子 教育次長

やっぱり本当に西山委員がおっしゃるとおり、校長として学校にいたとしたら、もし自分を越えて教育委員会に言ったとしたら、自分のやっぱり対応力というかそういうところがまずかったし、信頼を得ていなかったんだろうなというところを反省して次に生かすと思います。ですから、いつでも相談してもらって、すぐ迅速に動ける校長でありたいと願うとともに、そういう反省点も持ちながら、同時にやっていくしかないのかなという気はしております。

澤栄美 委員

ほかにも校長先生がいらっしゃいます。

吉田潔 学校教育部長

そういうふうな場面に出会ったときには、多分、自分としては、そういう関係性が十分つくりえていなかったんだなという反省をすることにはなるかなと思いますが、結局、目的が何かということ考えたときに、やはりその被害に遭っている子どもが一日も早く対応できるということのほうが優先されるのかなとは思いますが、自分も反省をしながらですけど、そこは優先順位をやっぱり考えなくてはいけないかなと今日、話を聞きながら思ったところでした。

梶原勢矢 教育次長

すみません。今の議論の中で、今、私が個人的に思ったこと

は、このわいせつとかセクハラの程度にも、程度によっては教育委員会といった組織に報告するのをためらうような案件もあるのではないかと。例えば、真っ白から真っ黒までのグレーの度合いによっては、校長先生に言ったほうが解決するんじゃないかなというような保護者も出てくるのではないかと。そういったことを想定できるのであれば、ある意味、学校長・教育委員会というふうな並列の書き方も選択肢という点ではありなのではないかなと感じたところです。

澤栄美 委員

これは子どもを守る相談票の中で、わいせつ・セクハラ版をつくりますよというお知らせなんです、ちょっと議論が混じってしまったかもしれないんですけど、その前にできることとかもこれを機会にちゃんと今現在、日本全国、熊本でもそういうものが起きているから、みんながしっかりそういうことを許さないということを考えていきたいと思います。さっき私が言った同僚にそういう人がいたら、こそこそ陰で言うんじゃないくて、ちゃんと本人とか校長先生にも言ったりしましょうとか、そういうことが同時にもう一回見直す機会をこれを機につくったらいいのかなと思います。この目的はやっぱり教育長が言われるように、より早く被害に遭っている子どもを救うということだと思うので、これはこれでやっぱり選択肢もいっぱいあるということとか、みんなで防いでいきましょうというのを同時に考える機会をつくるといいかなと思います。

遠藤洋路 教育長

教育委員会にこういう仕組みがあったとしても、校長に相談したほうが早いと思えば、それは当然、校長に相談するでしょうし、そこはむしろ保護者も児童生徒も体罰・暴言に関することであっても、別に教育委員会に相談票がありますけど、学校に相談したっていいわけですよ。学校から教育委員会に上がってくるというルートもあるわけで、そこはどっちもあるので、選べるということは相談しやすいほうに相談してくださいねというので問題ないのかなと思います。

それと、職場の上下関係とかということで考えても、例えば市役所の中でもコンプライアンスとかセクハラとかパワハラとか、いろんな相談窓口というのはあるわけですよ。別に必ず課長にまず相談してくださいよということになっているわけじゃなくて、ほかのところに相談するという方法もやっぱりあ

西山忠男 委員

て、もちろん、課長に相談したっていいけど、課長以外の窓口
に相談するという方法もあるわけなんで、そこはむしろそっち
のほうが自然じゃないのかなとは思いますがね。

相談窓口の件はもうこれで結構だと私は了解いたしました。

それで、やっぱり校長先生方をお願いしたいのは、文科省の
通達もありましたけど、こういうわいせつ・セクハラ事案に対
しては厳しく対応するというをやっぱりしっかり考えてい
ただきたいなと思うんですよね。というのは、やっぱり校長先
生も人間ですから、守ろうとする気持ちが働くんですよね、先
生に対して。もちろん、子どもを守ろうとしますけど、以前、盗
撮した教員の事件でありましたでしょう、証拠になるビデオを
消させた。守ろうとしたんですよね。だから、そういう気持
ちが働くと、やっぱりおかしなことになるので、そこは私情を
廃して、こういう案件に対しては厳しく対応するという原則を
しっかり自分の中にたたき込んでもらいたいなと思います。

村田禎 委員

体罰・暴言等の場合は学校問題対応チーム、このほど総合支
援課になるということですが、そちらのほうに出されて、そ
こから聞き取りとか確認というのが始まると思うんですけど、
この場合は同じ学校問題対応チームに出される、担当課とい
うのはこの教職員課になるのでしょうか。

上村清敬 教職員課長

現在でも相談票というシステムはなく、教職員によるわいせ
つ・セクハラが疑われる場合は教職員課にご相談があって、教
職員課で調査も行っておりますので、その延長線上で、相談
票が出た場合であっても教職員課で対応する予定です。

村田禎 委員

ありがとうございます。とてもデリケートな問題だと思うん
ですけど、逆に冤罪だった場合に、処分とか自宅待機とかがな
くても、冤罪という、疑いが晴れた後も保護者による風評被害
の広がりってとてつもなく早いです。その後、その疑いが晴れ
たとしても、とても職場で仕事がしづらくなると思うので、疑
いが晴れた場合の先生方のフォローも考えていかないといけな
いと思います。

遠藤洋路 教育長

村田委員、それは何か例えばどういうことが必要ということ
なんですかね、フォローということでしょうか。

村田 慎 委員

フォローというか、先ほどの働き方改革の中でもありましたけど、精神的な負担とかショックとかそういうのをきちんとその後、軽くしていけるように対応してもらおうとか、こどもが相談票を出したという時点で、保護者によってはものすごく周りにそれを言う人もいますので、それが実際にやっていたかやっていないかは関係なくものすごく広がっていくので、疑いが晴れた場合に風評被害を止めることは難しいでしょうけど、先生が仕事を職場でしやすいように精神的な負担を軽くしていけるようなカウンセリングとかそういうのをしっかりしてもらいたいのかなと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。今の点に関連して、体罰・暴言の場合は体罰等審議会という外部の有識者の方に見ていただく場があることによって、村田委員がおっしゃった冤罪というか、そういうものが防がれているという面も多々あると思うんですね。教育委員会の事務局で調査をしたものを審議会にかけたときに、いや、ここはもうちょっと調べたほうがいいのかということ、もう一回調べて、やっぱりこれは事実がなかったとか確認できなかったとか、あるいは最初の訴えとはどうやら違うようだということが明らかになるというクッションというんですかね、そこで見てもらえるということに関して非常に効果的だと思うんです。

この教職員課で調査をしますという場合は、外部の目が入る余地がこのままとないのであれば、一つには教育委員会が内部で勝手に処理しちゃうんじゃないかというふうに見られる面もあるかもしれませんが、逆に、本当は事実と違うのにそれを気づかないというか、冤罪に気づかないで、外部の人から見て、ああ、なるほど、そこはちょっとこの証言、矛盾しているよねみたいなのところに気づかないで、そのまま走ってしまうというリスクもあるのかもしれない。そうした点は体罰等審議会が果たしている役割がここにはないというところは教職員課としては問題はないと考えているのか、そこを聞かせていただいてもいいですか。

上村清敬 教職員課長

現状、来年度、体罰等審議会に同等のわいせつ・セクハラを扱う審議会は存在しませんので、教職員課で対応しますが、当然、教職員課だけで全てを判断できるわけではございませんの

で、市役所には顧問弁護士が2名いたり、また法制課にも弁護士資格を持っている方々もいらっしゃいますので、そのような方々にも法的な見地から間違いがないかどうかということとはご意見をいただいた上で、まずは教職員課でも、教育委員会事務局内でも判断しますし、その後、教育委員の皆様方にも、この青の部分ではご相談することになります。

以上のように、まずはできることからやっていく。ほかの方々の意見もいただきつつ判断してまいりたいと考えております。

遠藤洋路 教育長

件数にもよりますけど、そんなにたくさんないんだったら、体罰等審議会でも判断してもらおうという方法もあるんじゃないのかなというふうには思うんですよね。なぜかという、今の説明で、外部の顧問弁護士さんとか、あるいは市役所の中のいろんな担当の方とか教育委員会外の人に見てもらおうという方法は確かにあるんですけど、それは多分、事実認定の部分じゃなくて、事実関係は調査をした上で、教育委員会が調査をした事実関係に基づいて、どういう処分が適切なのかとか、どういう対処が適切なのかというのは弁護士さんとかに見てもらえるんですけど、この事実が本当にあったんですか、なかったんですかという部分は、体罰等審議会ではものすごい緻密に調査していますけど、その部分はあまり外部の弁護士さんが見える部分じゃないような気がするんですよね。だから、そこはどうなのでしょうね。ちょっと体罰等審議会で行っていることの代わりになるというよりは、こういう事実だというときにこの処分は重過ぎますかね、軽過ぎますかねという判断を弁護士さん、今までも顧問弁護士さんとかには参考として意見は聞きますけど、この部分をもっと調査したほうがいいのか、それはそこまで期待していいのかなと思います。ですから、今の体罰等審議会みたいなやり方で調査ができるのであれば、それが一番いいのかなと。年間何十件もあるんだったらそれは大変だと思いますけど、年に数件とかだったら、体罰等審議会の方をお願いして、正式に体罰等審議会の所掌事務を広げてということになるんでしょうけど、する方法もありなんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうですかね。

村田委員はいかがですか。体罰等審議会の委員もされていたので、いや、そんなこと、体罰等審議会の仕事じゃありませんという感じなのか、それとも、それもありかなという感じなのか、どうでしょうか。

村田 慎 委員

体罰等審議会ですので、そうしたものも含まれていてもいいのかなど。今までも、これはここの体罰・暴言等ではなくて、どっちかという、セクハラとかそっちに関わるんじゃないかなというような案件がちらほらあったりしましたので、そういう場合は、その審議会の中では今までは該当外になって別のところという話で終わってということがありましたけど。ただ、体罰・暴言等が出されているもので、ものすごく聞き取りや確認に長期にわたって時間を取られてしまうような案件があった場合に、それと並んで審議していく場合の優先順位というのはすごく気をつけないといけないなど。なるべく早くというのを大切にするのであれば、その審議の内容と優先順位を見ながらなるのかなとは思いますが。その中で体罰・暴言等の中に含まれるというのは、なしではないと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

澤栄美 委員

今の流れでの質問で私も十分分かってなくてですけど、より早くということ考えたときに、体罰等審議会って月に1回でしたか。

遠藤洋路 教育長

そうです。

澤栄美 委員

ですよ。だから、臨時に開くとかできるんですか。より早くというところを考えると。

遠藤洋路 教育長

臨時に開くということは今まではやっていませんが、場合によってはあるのかもしれませんが。

村田 慎 委員

もともとは二月に一遍だったんですよ。ただ、基本的に二月に一遍だけど、どうしても案件が多いとか、少し時間を割いてやるとしたときに、二月に一遍では追いつかないというときに、すみませんが、翌月もお願いしますということはあったので、基本的に自分がやっているときはほぼ毎月やってました。

遠藤洋路 教育長

今も基本的には毎月やっていますね、ほぼ。

村田 禎 委員

ただ、わいせつ・セクハラに関して言えば、やっぱり緊急でやっていただくということも必要じゃないかなと思います。

澤 栄美 委員

単純に、例えば定例のが終わってすぐ後に上がってきたら、1か月待たなきゃいけないわけじゃないですか、つまり。そこ、暴力・暴言も一緒ですよ。早く止めなきゃいけないというのはあるんですけど、より早くというさっきの流れからいくと、臨時もあるのかな、どうなのかなというのを思ったりもしました。

遠藤洋路 教育長

委員さんの都合がつきさえすれば、それはできるんじゃないでしょうか。

澤 栄美 委員

その内容によって、やっぱり早くしなきゃいけない暴力・暴言もそうだし、そういうのも、やっぱり子どもを救うという点では、より早くということを見ると、やっぱり、もしそういう形でするんだったら、教職員課だけで終わってしまうのはどうかなということであれば、臨時も含めてやるほうがいいのかなと思いました。

遠藤洋路 教育長

さっきから言っています早くというのは、まずこの緑の部分なんです。懲戒処分までの期間に自宅待機としますですから、事案が発覚して、まず自宅待機にしますということが早いということが被害を防ぐためには大事です。ですから、自宅待機の期間が長くなるという可能性はありますよね、その審議がゆっくりだと。だから、そこをどこまで早くするかということ、それは短ければ短いほうがいい。それに越したことはありませんけど、なので、やっぱり懲戒処分というと、緻密に調査をして、その上で決定しないといけないものなので、ある程度は時間がやっぱりかかるんだと思うんですよね。調査する時間が必要です。その過程でやっぱり調査が意外と私たちというか、教育委員会の職員で調査をした部分だけだと、抜けている部分もやっぱり実際あって、もっとこういうふうに、こちらとしては調査を尽くしたつもりでも、体罰等審議会にかけると、いやいや、もっとこれはもう一回ここを聞き取りしたほうがいいとか、あるいはこの部分はどうなっているんですかって、ああ、えっと、その部分はちょっと調べていないのもう一回確認しますみたいなことって、まああるわけですよ。そういう詰

めのところがないままだと、もしかすると、もうちょっと調べていたら違う結論になったのではみたいなことが起こりかねないということですよ。どれだけ丁寧にやっても、それはそういうことは起こるのかもしれませんが、裁判だってある、そういうこともあるのかもしれませんが、そういう明らかなもうちょっと調査をしなければいけないんじゃないかという部分を指摘していただけるという機会がどこかにあったほうがいいのかなという、それはだからこれでいえば、自宅待機の間ですよ、このね。緑のところから青のところに行くまでの期間が長くなりますよということになると思うので、まず緑のところでも真っ先に対応しましょうというのはできる。その後が仮にもし冤罪だったりした場合は自宅待機が長かったら、確かにそれはその職員さんやその学校に迷惑がかかるので、短ければ短いほうがそれはもちろんいいと思います。ただ、さっきのまずは被害者を守るために真っ先に対応しなければいけないと言っている部分は、まずは自宅待機にするというところのステップで、その次のところが調査とその審議だと思うので、それをどこまで早くするかということですよ。

西山忠男 委員

その自宅待機にするという判断は、この相談票が来たら直ちにするということになるんですね。

遠藤洋路 教育長

そうですね。

西山忠男 委員

そこが非常にちょっと微妙な気がして、例えば、対立する教員が、例えば私が上村教員をおとしめるためにその報告をして、上村教員がセクハラしているというような訴えを出すとかいうことがないとは限らないですよ。

遠藤洋路 教育長

十分あり得ます。

西山忠男 委員

そういうときの判断は難しいなと思うんですけどね。

遠藤洋路 教育長

ですから、そこはここにあるように、該当すると思われる場合ですから。

西山忠男 委員

そこですよ。

遠藤洋路 教育長

相談があったら全て自宅待機にするわけではなくて、ある程度の蓋然性があるというふうに思われる場合ですよね。ただ、それが正しいかどうか、その判断が正しいかどうかはやっぱり後から検証してもらわなきゃいけないということですけど、例えば本人が認めているとか、結構そういう場合が多い、今までは多いような気がしますけど、あるいは周りから複数の証言があるとか、そういう場合はもう自宅待機でいいんじゃないかと思えますし、言い分が食い違う場合はちょっと難しいですけどね。そういう場合はちょっと必ずしも全部、毎回、自宅待機にしますという運用はできないかもしれないですよ。

澤栄美 委員

基本はだから、上がった時点で自宅待機ということになるということですね。

遠藤洋路 教育長

上がって、児童生徒性暴力とかセクハラに該当すると思われる場合です。

澤栄美 委員

その間に審議をして調査したりするということですね。

遠藤洋路 教育長

そうです。相談が上がってきて、まずは教職員課で一次的な判断をして、これは該当すると思われる場合ということなんで、教職員課としてはこれは該当すると判断したら自宅待機、これはさすがに言いがかりでしょうみたいなものであれば、それは自宅待機にはしないという場合もあるかもしれません。

澤栄美 委員

もし冤罪だったら、その教員の人権というところもものすごくあるんで、その辺はやっぱり慎重に、それが本当なのかどうかという最初の判断というのをすごく大事にしないと、やっぱり子どもを守るつもりで、教員の人権を傷つけてしまったと思ったら、裁判されてもしょうがないという状況になるんで、そこら辺はうまく今後検討してやってほしいなと思います。

遠藤洋路 教育長

ですから、ここはもう確かに微妙なところですけど、先ほどの課長の話にもありましたけど、もしフィフティ・フィフティだったらどっちを優先するかといったら、それはやっぱり児童生徒の被害防止のほうを優先するということになるんだと思いますけど、これは8割、9割、ちょっとぬれぎぬですよなというような状況なのであれば、その対応は、必ずしも自宅

待機ということにはならないんじゃないかと思いますので。これまでの運用は、ただやっぱりここがどうしても迷う部分があって、ここを慎重にしてしまったばかりに、その被害を防げなかったということもあるわけなんですよ。なので、後から責任を問われることもあるかもしれませんが、その時点では分からなかったので、最善の判断をしましたと言えるようにするためには、もうここで、該当すると判断した場合は自宅待機にしますと。仮に後からひっくり返っても、もうそれはその時点では応急というか、その場の判断としては、我々としては後から責任を問われても仕方ないということなんじゃないのかなと思いますけどね。やっぱり応急処置というか、その場の対応なので、100%正しい結果になっているかどうかは分かりませんが、よく調査して、それから自宅待機にするかどうかを決めますというんだったらやっぱり遅いので、ここはまず初動として、安全側にというのも変ですけど、児童生徒にとっての安全を重視する側にまず対応しましょうというのが原則なのかなというように思いますけど。後からよく調べたら、それはぬれぎぬで、ふざけるなって、何で、俺は無実じゃないかと言われたら、そのときはしょうがないです。必要な補償をすればかそういうことは必要なのかもしれませんが。

澤栄美 委員

新しく始めることは、分からないことも結構あるんで、まずは運用しながら、そこでやっぱり改善点があるなというときに改善していけばいいのかなと思いました。いろんな想定が想定でしかないんで、これからのことかなと思いました。でも、このこと自体はとてもいい取組として評価できると思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

西山忠男 委員

全く別の観点からの話ですけど、先日の総合教育会議で申し上げたことなんですけど、上村さん、おられましたかね、あのとき。今、小学生による暴力が問題になっていますけど、若い女性教員が小学生からセクハラを受けるという事案が発生しているんですよ。そういう訴えがあったんですよ、教員との面談で聞き取りをしたときに。そういう女性教員を守るということもやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですよ。非常に多分、相談しにくいんだと思うんですよ。相談もしにくいし、相談して、相談されたほうもどう対応していいか分からな

遠藤洋路 教育長

いというような非常に難しい案件だと思いますので、今後の課題としてちょっと考えていかなきゃいけないと思います。なので、次の方に引継ぎをよろしくお願いします。

福田衣都子 教育次長

こどもから教職員への暴言とか暴力とかというのは今、対応をつくっているところですよ。なので、今どんな状況か、もし福田次長から説明いただけたらと思いますけど。

総合支援課で今つくっています。

勝田広幸 総合支援課長

現在、対教師暴力のマニュアルをつくっております。すみません、遅れておりますけど、フローといいますか、事案が発生する前の心構え、事案が発生したときの対応、さらに再発防止に向けてというところで、現在、煮詰めているような状況でございます。

遠藤洋路 教育長

遅れているということですけど、どのぐらいに案ができる感じなんですか。

勝田広幸 総合支援課長

すみません、早めに頑張ります。

遠藤洋路 教育長

福田次長が退職する前にできますか。

勝田広幸 総合支援課長

本当は次長が心残りにならないようにと思ってやってまいりましたけど、もうしばらくすみません、煮詰めて仕上げたいと思っております。

遠藤洋路 教育長

分かりました。
ほかにはよろしいですか。
では、ほかになれば、本件は以上といたします。

・協議(2)熊本市のインクルーシブ教育～多様性の包摂に向けて～

《竹内賢二 総合支援課 特別支援教育室長 説明》

遠藤洋路 教育長

今説明がありましたけど、苫野委員が席をはずしておられる

西山忠男 委員

ので、戻られてからした方が良くないですか。

菅野委員はモデル校には反対なんですよ。そこは私と意見が違うところで。彼の意見を聞いてみたいですね。モデル校をやらなければならどうしたらいいのか、聞いてみたいですね。

遠藤洋路 教育長

ちょっと待てるだけ待ってみて、先に他の案件からいきましょう。

日程第5 報告

・報告(1) 令和7年度(2025年度)熊本市心のアンケート結果について

《勝田広幸 総合支援課長 報告》

西山忠男 委員

いじめはどのような場面で起こりましたかということなんですけど、SNSでいじめられたというケースは調査されていますか。

勝田広幸 総合支援課長

3ページをご覧ください。資料3ページ、問8、どのようないじめを受けましたかというところにネット上のいじめというのがございますので、少数ではありますけど、やはり小学校、中学校、ネット上でのいじめというのがあるということになります。

西山忠男 委員

分かりました。まだ少ないようで安心しましたが、実は協議会のときにちょっと資料を回覧しようと思っていたんですけど、先日の日経新聞の記事で、オーストラリアの例が挙げられていて、オーストラリアでは16歳以下の児童生徒にはSNSの使用を禁じているんですね。その理由が、要するにSNSを通じたいじめがものすごく広がっているという現状があったそうです。オーストラリアは移民国家ですから、ものすごく人種が多様なんですね。だからその人種間のあつれきから始まるいじめがものすごく多いんだそうです。日本はそういう状況じゃないかもしれないですが、将来的には外国人の子弟も増えてくるでしょうから、このネット上のいじめ、SNSを使ったいじめというのは今後注意していかなくちゃいけない問題かなと思

澤栄美 委員

ます。

自分の仕事上で感じることは、ネット上のいじめなんですけど、このデータでは案外少ないなと思うんですね。というのは、こどもたちが小学生でもLINEを使って、グループLINEでその中でやっぱり問題が結構あるんですよ。このインターネット、ネット上のいじめというのをどんなふうにこどもたちが捉えてこれを書いているのかなというのもありますけど、グループLINEの中でちょっと省かれたりとか、その子のことをその子に分かるように何か書いたりとか、学校に行けなくなっているこどもの中にも、そういうのがきっかけとしてありますし、学校には行っているものの、カウンセリングの相談の中でそういう訴えもあるので、実際にはもうちょっと、もしかしたら多いのかなと。ネット上だけでなく、学校生活とつながっているんですよ。だからその辺も1回詳しく調べてみるのもありかなと思いました。

それと、いつも言うんですけど、いじめの件数って低学年が多いじゃないですか。それはいじめをどうこどもたちが捉えているかという部分があって、けんかも自分が嫌な思いをしたらいじめだというふうに捉えているんで、一番たしか多いのは全国的にも小学校2年生じゃなかったかなと思うんですよ。だからその辺のいじめの捉え方に関する指導じゃないですけど、そういうのも必要だし、いじめということがやっぱり悲惨な例がニュースになったりするんで、保護者も心配なわけですよ。だけど、さっきの局所解じゃないですけど、こどもたちにはそういうトラブルの経験というのがすごく必要なのに、そこをいじめだ、いじめだと言って、その経験を少なくしてしまうところも問題あるかなと思うので、ここへ上がってきているのはこどもへのアンケートなので、先生たちから見て、どういう感じかというのをも同時に調べていく必要もあるかなと思いました。

勝田広幸 総合支援課長

ありがとうございます。澤委員の今、いただきましたご意見で、特にLINEのグループ外しとかは資料3ページの問8をご覧いただいていいですか。この中で仲間外れという項目がございますので、こどもたちはひょっとすると、ネット上のいじめという捉えではなく、仲間外れという認識で、ここに回答している状況もあると思われま

2点目におっしゃった低学年のいじめというところは、どちらかというとなんなか嫌な思いということが低学年の子どもたちはやっぱり先に考えるような状況がありますので、例えば荷物が当たったとか、あるいは肩が触れてしまったとかというようなことでも、嫌な思いというところで、いじめと嫌な思いの難しさというのはあるかと思えますけど、そういう認識があるので、低学年というのは件数としては多くなると思われます。

3点目におっしゃったトラブルの経験というか、トラブルという言葉で申すと、なかなか難しさがあるかもしれませんが、揉め事というか、そういう経験というのは、嫌な思いをすること自体は非常に避けていくべきところかもしれませんが、そういった人間的な摩擦というのはどうしても起こり得ることですので、そういう経験は非常に大きなものにはなると思えます。

遠藤洋路 教育長

3ページのところを見ると、確かにネット上のいじめ以外にも仲間外れとか、言いがかりとか、からかわれたとか、それはLINEでされたのかもしれないし、直接されたのかもしれないし、両方入っているのかもしれないので、少しSNS、特にLINEなんかは日常的なツールなんで、あえてネット上のいじめに計上していないというか、申告していない可能性は確かにありますね。

低学年は確かにこれ多いですけど、先ほどもあった中でいうと、4ページですかね、いじめはどのぐらい続きましたかというのを見ると、やっぱり小学生は短期間のものが比較的多いんですけど、中学生は長期にわたるものが多いので、件数だけで見ると小学校が多いですけど、深刻さという意味でいうと、中学校のほうが深刻なケースも多いのかもしれないですよ。その辺を併せて見ていく必要は確かにあるのかなと思いました。

あと、いじめの件数が毎年ちょっとずつ減っているというのはとてもいいことだと思うんですけど、これって何か総合支援課で、どういう取組が効果を上げているんだとか、何か考えがありますか。

勝田広幸 総合支援課長

先ほど申しましたように、きずなアンケート、毎月子どもたちから発するような機会をしっかりとついているということ、あるいは6月例年、絆を深める月間としてだけではなくて、日頃から先生方が学校で、いじめには非常に積極的に対応していただいている成果ではないかと思っております。

非常に興味深いものがございます、この調査は資料1ページにも表記してありますように、令和7年11月末から12月の末日までを取っております部分になりまして、今の学年でいじめられたことがあるかという4,129人の児童生徒、これは小中高合わせた数になりますが、この中で小学生が約3,700人、それから中学生の約400人が、今の学年でいじめられたことがあると、3,800と400と回答しておりますけど、いわゆる教師の目から見た定例報告、生徒指導状況報告、これはこどもたち自身がいじめを受けたと答えています、教員から見ました定例報告の12月末までの人数を見ますと、先ほど心のアンケートで小学生が約3,800と言いましたが、教師からの報告では約1,800程度、こどもたちのほうが多く答えている。逆に、中学校の場合には先ほど心のアンケートで約400人と申しましたが、定例報告では450を超えるような数が上がっているところがありますので、中学校はどちらかという、これも例年の部分がありますが、中学校が積極的に先生方は認知しておられるというのが言えます。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

確かに中学校は、生徒がいじめられたことがあると回答している数より、教師がいじめがあったと報告している数のほうが多いんですか。

勝田広幸 総合支援課長

さようでございます。

遠藤洋路 教育長

それも積極的に認知しているという意味では確かにすごいことだと思いますけど、逆に生徒がいじめだと言っていないのにいじめだと認知している状況というのがどんな状況なんだろうなと思ったんですけど、どうなんでしょうね。

勝田広幸 総合支援課長

そういった状況が一体どういう状況なのかということまではまだ掘り下げが足りませんが、今後、しっかり見ていきたいと思います。

遠藤洋路 教育長

でも大体、生徒の申告と教師の認知が同じぐらいだということであれば、それはバランスが取れているというか、大体、認知がかなり進んでいるというか、できているということなんでしょうね。分かりました。

清田晃子 委員

すみません、遅くなりました。

遠藤洋路 教育長

今、報告1の途中です。いじめに関するアンケート結果、これ毎年やっているアンケートなんですけど、説明とか議論を少し途中まで終わっちゃっていますけど、何かこれをご覧になって感じることもしあったら言っていただいてもいいですし、日頃から思っていることがあれば言っていただいてもいいし、特に今、大丈夫ということだったら大丈夫ですが、どうですか。

清田晃子 委員

この問14に誰に話をしましたかで、担任の先生の割合が大きかったというのが私はすごくいいことだなと思っていて、私の友人の娘さんが、ちょっといろいろあったときに、担任の先生に相談したんだけど、うまいことというか、思うほうには進まなかったの、卒業して上の学校に上がったときに、ちょっと先生を頼れないと思ったと言っていたので、こうやって先生を頼れる子がいるというのがすごくいいことなんじゃないかなとこのアンケートの結果を見て思いました。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。急に振ってすみませんでした。

澤栄美 委員

ちょうど今、清田委員が言われたので、同じ問14で、意外にスクールカウンセラーが少ないんだというふうに見ると思うんですけど、そこまで上がってくるのがやっぱりすごく真剣なといいますか、重いいじめかなと。多くの場合、やっぱり担任の先生とか、養護教諭もいるかもしれませんですけど、そこら辺は連携しているんで、先生方が随分やっぱり対応して解決していらっしゃるなと思いますね。だから、このスクールカウンセラーは常駐していませんので、今は、なかなか相談する機会というのも直接は少ないと思うんですけど、これは学校側がスクールカウンセラーに上げている数ということで、これは割と重篤な分の相談かなって、ここが増えないほうがいいのかなと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。確かに、いきなりスクールカウンセラーに相談するという人も、タイミングが合えばいるかもしれませんですけど、通常はスクールカウンセラーに相談したいというところで、

まず誰かに話をするでしょうからね。

中学校のほうが担任という答えが多いんですね。小学校は学級担任ですけど、中学校は教科担任なので、担任の先生は小学校の場合のほうがずっと1日中見ているのかなとは思ったんですけど、そこはちょっとイメージとは違うところもあるなと思いました。中学校の担任の先生というのが結構重要な役割を果たしているんだと、これを見て改めて分かりましたね。

では、ほかにはよろしいですか。

では、ほかにご発言がなければ、本件は以上といたします。

・報告(2) こどもたちの心のケアについて

《勝田広幸 総合支援課長 報告》

遠藤洋路 教育長

昨年の同じ時期よりは少し減っているということで、これまでずっと増え続けてきて、令和7年度の2回目からが初めて前年度より減ってきたということで、数がどんどん増えるという状態から、一旦数が増えるのは頭打ちになって、少し対応がこれから変わってくるところもあるのかなと思います。大体これもそうですし、いじめもそうですし、どんどん増え続けるというわけではなくて、数は少しずつ減っていくんだけど、それを質的なものがどうなっているかというところがこれから把握していかないといけないのかなと思いますので、数の調査だけだと、減ってよかったねになるのかもしれませんが、ちょっと今後は、これまでみたいにどんどん何でも数が増えていくという時代じゃ、時代というか、時期ではなくなって、一見、数はあまり変わらなかつたり少し減っているんだけど、質が変わってきているみたいなものがもしあれば、それが把握できるような方法をやっぱり考えていかなきゃいけないのかなと思いますので、その辺の検討もぜひ担当課でお願いしたいなと思います。

西山忠男 委員

ちょっと気になるのが、2枚目の6番、児童虐待、ヤングケアラーに関すること、67とかありますよね。こういう場合に具体的に相談に乗るとか、対応に当たるとかいうことはされているんでしょうか。

勝田広幸 総合支援課長	学校から児童虐待とかヤングケアラーにそういった疑いがあるといった場合には、私どもだけではなくて関係機関と連携して動きます。具体的に言いますと、例えば児童相談所とか、若者・ヤングケアラーのセンターがございますので、そちらに情報提供しながら指導を仰ぐということで対応しております。
西山忠男 委員	この児童虐待、ヤングケアラーの件数は増えていますか。それとも減っていますか。あまり変わりませんか。
勝田広幸 総合支援課長	すみません、ちょっとお待ちください。 すみません、お待たせしました。2回目もやはり同じぐらいの件数が上がってきていますので、ひょっとすると継続している場合もあるのかもしれませんが。
西山忠男 委員	11番の性に関すること、性的マイノリティなどを含む、これもちょっと気になるんですけど、これもなかなか相談しにくいし、誰が相談に対応するのかということもあるんですけど、これはどういうふうに対応されていますか。
勝田広幸 総合支援課長	やはり非常にデリケートな部分になりますので、最初に受けた方が誰になるかは、アウトティングの問題がありますので、非常に難しいと思っておりますけど、養護教諭の先生が受けるケースが非常に多いと理解しております。
澤栄美 委員	これは結局、上がってきたものを分けてここに上げてあるんですけど、養護教諭が受けるというのがありますが、スクールカウンセラーに別の相談というところに来て、実はそうなんですという、スクールカウンセラーに上がってきたところで初めて分かるというのあって、すごく重いものから、自分はちょっと同性の人が好きなんだけどみたいな、ほかの相談の中でちょっと言ってくるとか、やっぱり中学校になってからが多いと思います。思春期を迎えて、どうもずっと違和感を感じていたんだけど、自分を客観的に見られるような年齢になったときに、やっぱりどうなのかなとか、ほかの人はどう思うかなと思いますとかそういう相談はありますし、実際、名前が嫌だから、違う性の、自分が本来持っている性の名前に変えたいんだとか、重いものまでいろいろあると思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。ありがとうございます。

確かにこれは小中学校別にはなっていないから分かりませんが、項目によって、小学校が多いものと中学校が多いものがあるのかもしれないですね。

ほかはよろしかったですか。

では、ほかになければ、本件は以上といたします。

・報告(3) 令和7年度(2025年度)熊本市学校給食運営協議会評価報告書について

《草野陽介 健康教育課長 報告》

西山忠男 委員

受託業者が7者ありますよね。この会社による違いというのはないんですか。品質とか味とか、それはどうなんでしょうか。

草野陽介 健康教育課長

今回、小学校を3校、それから共同調理場を3場見ておりまして、委託会社7者のうち4者を今回、評価をしたところでございます。異なる日でそれぞれ視察を行っておりますので、献立も異なるということもございますが、それぞれについて評価をいただいているところでございますので、全く同じ評価というわけではございません。

西山忠男 委員

今後のことを考えると、引き続き委託するかどうかという判断もしなきゃいけないかと思っておりますので、やっぱり業者による差というのもある程度見ておく必要があるんじゃないかなという気がしますけど。それほど変わらないんだったらいいんですけどね。

草野陽介 健康教育課長

例えば品質面でいきますと、11ページの例えば食味でございますけど、16名の方に先ほどの3つの単独調理場とそれから3つの共同調理場を見ていただきました。評価としては、5点の評価をされた方が13名、それから4点の評価をされた方が3名ということで、施設ごとに若干の違いはありますが、全体としては高い評価をいただいているところでございます。

遠藤洋路 教育長

では、ほかにご発言はありますか。よろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がなければ、本件は以上といたします。

日程第4 協議

・協議(2)熊本市のインクルーシブ教育～多様性の包摂に向けて～

遠藤洋路 教育長

苦野委員が戻られましたので、戻られてから協議しましょうとしていた案件に移ります。

協議(2)熊本市のインクルーシブ教育～多様性の包摂に向けて～です。説明は終わっておりますのでご発言は資料を見ながらお願いいたします。

西山忠男 委員

では、最初の1枚目のスライドで、今回新たに入った多様性の包摂、これ具体的にどうするのかというのがちょっとお尋ねしたいところなんですけど、イメージは湧くんなんですけど、具体が分からないというので、少しご説明いただければありがたい。

竹内賢二 総合支援課特別支援教育室長

この多様性の包摂については、一応、文科省の考え方の資料としましては、多様な個性、特性、背景を有するこどもが多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、第一の深い学びの方向性と両立させるのが不可欠な第二の方向性であるということで載っております。このために授業時数の裁量的な時間をはじめとする調整授業時数の制度の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高等学校段階における単位制度の柔軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別な教育課程の編成、といった内容で今のところ、文科省で議論が進められているということになります。

西山忠男 委員

個別最適な学びというのは昔から言われているところなんですけど、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組みというのがちょっと書いてありますよね。これはどうするんだろうという気がして、なかなか大変なことだなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

竹内賢二 総合支援課特

すみません、今、これに向けて国で議論が進められており、

別支援教育室長

これはまだ論点整理ということで昨年度示されたもので、また今年度、さらに議論が深まって、また報告がなされるかというふうに承知しております。

澤栄美 委員

1つ質問をさせてください。

3ページのR8年度の主な取組についてのモデル校のところなんですけど、ここは苦野委員が帰ってくるまでというところだったんですが、その話とちょっと違って、まなBeingスクールなんですけど、この中で担当課・室ということで教育センター、健康教育課、指導課というところにちょっと興味を示しておりまして、指導課はほぼ各教科、分野にわたってだと思えますけど、教育センターもそうですけど、健康教育課のこの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の研究というところをテーマにしたそのモデル校については、どんな内容を健康教育課が担うというところなのかをお尋ねしたいなと思いました。

水田貴光 教育センター
所長

まなBeingスクールは教育センターで、今までの研究モデル校の名前を変えて今回募集をさせていただきました。その理由のほうは、小中学校から、今までコミュニケーション能力とかICT活用とか、汎用的なもののテーマで募集していましたが、どちらかという教科等の学びをしっかりと研究したい、また教育実践を行いたいというような学校からのニーズが多かったものですから、今回、教科等で募集をかけました。

そして、この健康教育課のほうは、実際のところ、北部中学校がモデル校なんですけど、健康教育というところで、特別活動とともに健康教育を進めるというところで、来月に研究モデル校の説明会等を実施しますが、多分、予想では特別活動を通じた保健委員会の活動であったりとかそういう中で個別最適、協働的な学びを通じた授業実践、その公開授業というふうな取組を学校は考えておられるんじゃないかと思っております。

澤栄美 委員

分かりました。そういった教科とか分野でというところで、学校からこういうことを研究したいというのが上がってきて、それに対応する課としてここに上がっているということですよ。私もぜひ北部中学校を見にいきたいと思えます。

西山忠男 委員

では、モデル校について議論したいと思います。苫野先生はモデル校には懐疑的だったんですけど、既にこういうふうに参加しているんですけど、その懐疑的な理由と、それから、じゃ、モデル校に代わる方策は何があるのかというのをご説明をお願いしたい。

苫野一徳 委員

ありがとうございます。本当はモデル校の効果の実証をやる必要があって、全国的にモデル校がどれだけの効果を上げているか、それが全市的にしっかりと広がっているのか等々を研究してから考えなきゃいけないところではあると思うんですけど、そういった研究があるのかどうか、ちょっと私は存じ上げないんですが、本当はそういったことをやらなきゃいけないと思うんですが、あくまでも私の限られた経験では、いくつかの自治体で一緒したところ、モデル校スタイルで、それが全市的に広がったという確固たる確信が持てないんですね、十数年の経験の中で。それはなぜかということ、モデル校だからねというのか、あそこがやっていることというようなことがまず1つあって、あそこだからできるという場合もあったりとかで、全市的に広がるというムーブメントにならない。なかなかしにくいんですね。特に本市のような規模感になってくると、特に難しいなという感じがあります。

じゃ、どうしたらいいかなんですけど、これもちょっと規模感が違うんですけど、例えば今、芦屋市なんかはONE STEPpersという名前で、このワンステップ、こどもたちに委ねる学びを探究したいという先生方を全市的に募集をかけて、来る者拒まず、去る者追わずで、とにかく手挙げ方式でいるんなところから学校の垣根を越えてやってきて、その先生方をとことん教育委員会がバックアップして、専門家とつないだり、専門家が常時、授業を見てアドバイスしたりとか、定期的に集まってお互いのチャレンジを持ち寄ってフィードバックし合って、応援し合ってそれぞれの現場に戻って、またそれを実践して、そこでの気づきをまた持ち寄ってフィードバックして応援し合って専門家が入って、こういったことをずっと繰り返しながら対話ベース、プロジェクトベースで研修を続けて、視察に行きたいときは教育委員会が全部お金を出して視察に行き、かなり潤沢な資金をベースにしてそういったことをやって、年々、ONE STEPpersの先生方が増えていって、S c T N質問紙なんかで見ると、確実にその効果が見られるんですね。このやり方は私、

遠藤洋路 教育長

かなりいけるなという手応えを持ってしまして、モデル校があるならあるでいいと思うんですけど、例えばそのモデル校を中心に、ほかの先生方も学びたいという場合は手挙げ方式で、そういった先生方も参加できるような形で、手挙げ方式のプロジェクトベースの研修が継続して続くというようなことができれば、それなりに効果はあるのかなと。せっかくモデル校がもうできたのであれば、モデル校に限らず、全市的に広く手挙げで募集するというのもありのかなというふうに思います。

まず、教育センターはこのモデル校というものの取組が全市的に広がったという事例はこれまで何かあるのかという、インクルーシブ教育だけじゃなくてもいいんですけど、モデル校でやったことが全市展開できましたというようなものがあったら紹介していただけますか。

水田貴光 教育センター
所長

今年度実際に申しますと研究モデル校、全てのモデル校が公開授業を行いました。多い学校で田迎小あたりも400人を超える参加がありましたし、予想以上の今年度、参加が多くて、ハイブリッド形式にしたりとか、そういうような工夫を学校にお頼みするような形になりましたので、特に若手教員にしましては、授業改善、旧来の一斉型ではなくて、班を変えたりとか学び合いとか、そういう点では市全体の波及は一定程度あったのではないかなというふうなところを考えております。

また、今までに関しまして、ICTのモデル校等も大分、行ってきましたので、そういう視点では端末活用に関しても授業での取組や、一般的に進んだかな、まだまだ課題はありますけど、そういうところは考えているところです。

あわせまして、今年度も研究モデル校に関しまして、実際1年間取り組んでみてどうだったですかというような学校への自己評価的なアンケートは取っております、今度また別にご報告させていただきたいと思います。おおむね良好な結果は返ってきているところです。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。今年度やっているものは当然まだこれからなんでしょうから、効果が出ましたということではないんでしょうけど、モデル校は確かに授業をたくさん見に来られますよね。苦野委員がおっしゃったように、いや、これはモデル校だからというふうな意識でみんなが見ているんだったら、

水田貴光 教育センター
所長

それはあまり広がらないのかもしれないですけど、何か具体的にモデル校で先にこの取組をして、その後、それが全市に広がりましたみたいなものというのは今までの経験から何かありますか。

例えば、今年度も取り組んでおられました桜山中と五福小学校と総合的な学習の時間のSTEAM教育的なものに取り組んでいただいています。そういう視点では、探究的なものにといいところ、長年、ずっと取り組んでおられて、それが少しずつ学校を転勤されたりとかして、他校にも広がっているのではないかと思っております。

澤栄美 委員

確かに、この学校だからやれるんだみたいなのは前から、ずっと同じ学校が同じ研究をしているから、そこに任せておけばいいんだみたいな感覚があったのは事実だと思うんですね。ただ、さっき北部中のことをお伺いしてよかったなと思ったのが、今の指導要領で社会に開かれた教育課程ということで、北部中は前から教育エコシステムという形でされていますよね。学校保健委員会って本当に地域を巻き込んでできるものの一つで、そういったものを学校を挙げて取り組んでいる姿を参加者が見て持って帰るとするのが一番大事だと思うんですね。その形が以前は指定校というのがあって、そこに指導主事が来て、はあ、指導主様みたいな感じで、指導主事がまとめてはい、終わりましたみたいな感じだったんですけど、形だと思うんですね。協議をする、何のために協議をするかということ、持ち帰るためにする、そういう協議の形の研究にすると、私は広がっていくんだろうなと思うんですね。

例えば今、北部中のことをわざわざの例に挙げたのは、以前、教職員への調査で、時間を取られているものとそれから苦手なもの、その調査がありましたよね。例えば養護教諭でいうと、時間はそんなに取られていないのに、学校保健委員会をすごく苦手としているという結果が出ていたんですね。そういったものはどうしてかということ、どうしていいかわからない。だから、例えば今度、北部中学校でそれをしたら、ああ、こんなふうになればいいんだ、じゃ、うちの学校に持って帰ったらこういうふうにしますという後の報告みたいなのを参加者が、実際どうやったかとか、そういうふうにしていく。苦野委員が言われるように、どうしてもこのことについて熊本市が強力にやって

いきたいというのであれば、そのことはプロジェクトにしてもいいと思うんですよね。

だから、決して、モデル校がやることが無駄にはならないと思うし、実際、去年の黒髪小学校の研究で、私は6年生に参加して、最後の協議までいましたけど、そのときにやっぱり自分たちの学校ではこれからどうできるかなという話合いの形で研究がなされたんです、その日もですね。だから、やり方であって、それ自体の形が悪いのではないと思うんで、どうやったら広げられるかというのも、その研究校の発表のときに協議の仕方、その辺を工夫していくといいのかなと思います。

苦野一徳 委員

本当に澤委員のおっしゃるとおりだと思いました。私、決してモデル校は全く意味がないと言っているわけではなくて、そんな失礼な感じに聞こえたら本当に申し訳ありません。モデル校で頑張っていた先生方に本当に申し訳ないなと。そういうわけではなくて、より、まさに強力に全市的に広げるにはどうすればいいかということを考えたいんですよね。そうすると、モデル校にするのか、全市的この指とまれ型にするのかというそういう話ではなくて、多分どっちも合わせてミックスでやればいいんじゃないかなというふうに思います。

今まで、思うほど、願うほど、全市的に広がらないなという例を結構見てきたんですね。それは何でかなと思ったときに、教育委員会が本気でそういった学校や先生方がさらに出てくることをバックアップしたいというメッセージ性でもあると思うんです。モデル校に任せておけばいいやじゃなくて、このモデル校はまさに全市的なモデルであって、全市に広げるためなんだというスタンスを強く出して、なのでそのためには、このモデル校に限らず、こういったインクルーシブ教育、そのための個別最適と協働、こういったものができるようなこの指とまれの研修もやるので、モデル校を1つの拠点にしながら一緒に学んでいきましょうというようなそういう仕組みをつくれれば、教育委員会は本気なんだなと、本気で応援してくれるんだな、そういう実践する人たちをと、そうなんですよね。教育委員会が全面バックアップしてくれるんだなというこの感覚が結構大事な気がするんですね。かつてそれこそ学び合いとかをやっていたとき、結構、孤独になっていた先生方がたくさんいらっしゃったんですよね、昔は。個別最適とか自由進度とか、すごい肩身狭い思いでやっていた先生がいっぱいたったんですけど、

遠藤洋路 教育長

教育委員会が、いや、こういう学びをぜひ推進したいんだというメッセージを出して、しかも応援して支援するということになったら、そういった先生方がどんどん生き生きして行って、それがどんどん波及していくというこういうムーブメントを起こせるような支援の仕方を模索できたらなというふうに思うところです。

今のお話でいうと、教育委員会のほうでモデル校の取組を広げるような努力といたしますか、それというのはどんなふうに行われているかというのはありますか。

水田貴光 教育センター
所長

本当にご意見ありがとうございます。ちょっと外れながら話をさせていただければと思いますけど、今年度、例えば砂取小は学校保健委員会の発表でしたが、養護教諭の先生であったり学活の先生等、多数参加がありました。持ち帰りも大分できたいい参考例だったんじゃないかなと思っております。

また、黒髪小、田迎小は、どちらかというとき常連校というよりも、学校の実態に応じて何ができるのかなという積み上げでつくっていかれましたので、澤委員が先ほどお話しになったとおり、学校に持ち帰ってというような協議に展開していったんじゃないかなと思います。

次年度のまなBeingスクールに関しましては、4月の中旬あたりに教育センターに校長先生と研究中の方に来ていただいて、そしてどんな取組をお考えなのか、あとうちでこんな好事例がありましたということをお伝えして、そして取組をスタートさせていただこうと思っております。また、学校担当をつけさせていただきまして、伴走支援をしっかりとしていこうと思っておりますので、教育委員会が考えている教育振興基本計画に準ずる、推進するものというところできっちり周知しながら、モデル校に話をし、実践に移していこうと思っております。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

私は教員じゃないから分からない部分もあるんですけど、苦野委員がおっしゃっているように、モデル校でやっている取組を広げるといっても、それを見に来ただけでまねできるというものではないわけですよ。例えば、教育委員会が主導する事業のモデル校って、その研究のモデル校じゃなくて、例えば小中一貫校でモデル校をつくりまして、ほかの学校にも広げま

	<p>すとか、プールの民間委託をまずモデル校でやってほかの学校に広げますとか、そういう教育委員会がやる、主導する事業のモデル校だったら当然、教育委員会がどんどん横展開を自分たちでできるんでしょうけど、その研究の場合というのは、教育委員会の役割というのはあくまでもサポート的な感じになるわけですよ。そこは苦野委員がおっしゃるように、手を挙げて自分がやりたいですという人たちにやってもらえば、当然、それは広まるような気がするんですけど、そのモデル校の実践を見に來たり学んだりするような先生方というのは、自分がやるぞという人たちが來ている、それとも、そうとも限らないんですか。どうなんでしょうか。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>今年度は、これは試験的にもなりますけど、まずは自分で学びたいという先生が当然、モデル校には参加しておりますし、経年者研修で1年目、2年目、3年目には、選択研修で位置づけておりますので、一定数、若手の1年目、2年目、3年目の先生が大方、モデル校には参加をしております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>すみません。私が聞いたかったのは、先ほど例えば、田迎小に400人來ましたって、その來ている400人というのは、自分が自分の学校でやる気になって來ている400人なんですか。それともそうでもないんですかという、その人たちはどういうつもりでそれを見に來ているんだろうなって思ったんですけど。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>当然、やる気になって來ている先生もおられると思いますけど、義務的に、先ほどお話ししましたとおり、1年目、2年目、3年目は、モデル校の中でこれならやれるなとか、やってみたいなとか、興味があるものに参加していると思いますので、若手にしても、何かしら自分で実践してみたいことに参加をしていると考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。わざわざ見に來るんだから、それは何かやりたいという気持ちで來ているとは思いますがね。なかなかそれを効果的に広げる方法というのが、確かに苦野委員が言うように、もうちょっとあるといいのかもしれないですね。 これはあれですよ、きっと福田次長に聞くのがいいんじゃないかという気がしたんですけど、モデル校の取組を広げるに</p>

福田衣都子 教育次長

はどんな工夫があるのか、どうですか。

難しいなと思いながら今聞いておりました。前は研究指定校とって、教育委員会がこういうことを研究してほしい、例えば特別支援教育を研究してほしいという学校を選定して、かなりリードしながら研究を学校にしてもらって、それを広く広げるといような方法も取っていた時代がありましたけど、今回のまなBeingスクールも、ここ数年の研究モデル校も、学校がやりたいことを教育委員会が支援するというほうにシフトしていますので、前とはちょっと形は違っていると思います。

先ほど苦野委員おっしゃったように、それをいかに生かして、それ私も学びたいと、それもっと興味があるという人をどうつないでいくかは、ちょっと研究すると面白い展開ができるのではないかなというのは、すみません、具体は持っておりませんが思ったところです。

ですので、今回、繰り返しになりますが、ともLinkもまなBeingもやりたいという学校が起点となっていますので、それをどう広げていくかはしっかり研究していくと面白いと思っております。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

西山忠男 委員

モデル校が意味があるのかとか、モデル校の取組が波及するのかというのは確かに重要な問題だと思うんですけど、私の経験ですと、この間、大江小学校の特別支援教育の研究授業、公開授業に行ったんですけど、非常に皆さん熱心で、特に若い人、初年次から3年次ぐらいの人かもしれませんが、やっぱり多分、現場で困っているんだろうなと思うんですね。それで一生懸命勉強しているような姿が見受けられて、公開授業をした先生も若手の元気のいい男性の先生だったが、すごく素晴らしい授業をしてくれて、あれは参考になっただろうなと思いますよね。その後の協議会でも、熟練の大竹弘祐先生でしたか、大竹弘祐先生が講義形式でやられましたけど、非常によかった。だから、これは確実にやっぱり広がるだろうなというのは思いました。ですから、モデル校の取組が私はそんなに悪くはないんじゃないかなという印象を持っているんですね。

あと、やっぱり特別支援教育については皆さん、悩んでいる人が多いんじゃないかと思うんですよ。だから、いろんな形で、

苦野一徳 委員

苦野委員がおっしゃるように、手挙げ形式でもいいから、とにかくそういう研修の場を与えてやれば、多くの人に参加して、自然に広がっていくんじゃないかなという気がしますね。

本市の場合は、本当にセンターを中心に、やっぱり先生方の自主性を生かした研修というのにかなり熱心な積極的なスタイルだと思いますので、これをさらにドライブかけていくということかなと思います。モデル校云々というより、多分、私が言いたかった本質は、先生方のやりたい起点を応援するという仕組みですかね。これはインクルーシブにしても、個別最適にしても、何でもそうなんですけど、こういうことをやりたいんだ、そういう先生方を予算的にも、人脈的にも応援していく、これが熊本市なんだという、やりたいをとことん応援しますよというそれをベースに、今もそうなんですけど、それをさらにパワーアップしていくような何か仕組み化できないかなという、とても今、既にお忙しいのに、さらにそれをプラスアルファとなると、それはそれで大変なんですけど、そういったスタイルをつくれないうのが私の多分、一番思っていたことかなと思います。

遠藤洋路 教育長

今のモデル校が、やりたい学校が手を挙げてそれを選んでいくというのと、苦野委員がおっしゃっているように、やりたい人が手を挙げて、その人たちが研究するというのは近いといえれば近いのかもしれないですよ。どうなのでしょうね。やりたい人を増やすということがないと広がらないですよ。当然、これインクルーシブでもいいですし、ほかのでもいいですけど、やりたい人、手を挙げてと言って10人手が挙げて、その人たちは一生懸命やるんだけど、ほかの人が広がらないということだと広がれませんから。それをやりたい人を増やしていく方法って何かあるんですかね。今、苦野先生は、一生懸命その人たちをサポートするというお金をつけるのかも含めてということではありましたが、ほかの人に広げる方法はありますか。

苦野一徳 委員

これも私の限られた経験でなんですけど、そういった先生方の姿を見て、こんなに応援してもらえる、こんなに生き生きしている、じゃ、自分も、芦屋だったらONE STEPpersに入ってみようかなと、徐々に増えていく。別にそこに入らなくてもいいんですけど、そういった先生方がそれぞれの学校に散らばって

いったときに、そういった先生方とコミュニケーションする中で、じわりじわりと、だから遺伝子を広げていくようなイメージなんですよね。そのために、なので、例えば、大括りにして、個別最適と協働でもいいかもしれないんですけど、そういった学びの探究したい先生方、この指とまれでやってみて、例えば50人ぐらい集まってきて、その先生方それぞれでやりたいチャレンジがちょっとずつ違うと思うんですけど、ここでかなりの相互作用が起こるんですよね。ああ、この人、自由進度をやっているんだ、この人、哲学対話をやっているんだ、この人、こんなプロジェクトを、学びを追求するんだ、そこですごい相互作用が起こって、わって活性化したものをそのエネルギーが各現場にまた持ち帰られて、各現場でその先生たち、どんなことを学んでいるの、あそこでと、面白いチームが組まれているみたいだけど、どういうことをやっているのと、必ずそういった対話が、なので各学校に必ず対話の場をつくるというのも大事なんですけど、そうすると、そこで先生方がまた刺激を受けてという、じわりじわりとそういう遺伝子が広がって、遺伝子っていい例えか分からないんですけど、そういう仕組みをつくりたいなという感じでしょうか。

西山忠男 委員

大分イメージが湧いてきましたけど、そうしますと、この特別支援教育部会というのがここに挙げてありますけど、ここで一応、5人ぐらいで研究するというふうになっていきますけど、この研究内容がある程度固まったら、ここにみんな集まってくれと言って、何十人が集めて、みんなでわいわいがやがや、どうやったらいいだろうかという話をして広げていくということも考えられるんじゃないかなと思いますけどね。

澤栄美 委員

研究員制度というのがあるんですよね。だから、それがそのまま使えると思うんで、これはたまたま特別支援部会が挙げてありますけど、それを使って、私たちの頃はなっってくださいとって声がけがあって研究員をしていたんですけど、手を挙げて、このことについて研究員としてやりたいという形を持っていくと、今、苫野先生が言われているような理想的な部分もできるのかなと思います。

それと、あと若い人たちがどうしても増えているので、彼らが学びたいことは、やっぱり日々の授業だったり、そういうことだと思うんですよね。だけど、学校に広げていくとなると、

やっぱり自分が中心になってするわけじゃないんで、やっぱりミドルリーダーをどう育てるかというところだと思うんですよね。だから研究会に参加するときに、ミドルリーダーとして、学校に広げるためには何を学んで、どう広げるかというような課題を与えて参加してもらって、そういうふうになると結構広がっていくのかなと。あともう一つは研究員のほうで広げていくという具体的な形をつくってあげるというのかなと。その人たちがモデル校で学んで持って帰るといふふうにしないと、なかなかそんなには広がらないのかなという感じはしますね。若い人たちの学びとミドルリーダーの学びと、例えば研究主任の学びと、やっぱりそれぞれ違うと思うんですよね。今、若い人たちが多くなっているんで、その人たちに広げるように頑張ってもらっても、なかなかやっぱり日々のことのほうが大事なんで、その辺の中心となれるような人たちをどう育てるかというところを考えていくというのかなと今、話を聞いていて思いました。

遠藤洋路 教育長

苦野委員がおっしゃっている芦屋でしたっけ、それはテーマごとに手を挙げてもらっているんですか。それともそうじゃなくて、そういう全体的なものなんですか。

苦野一徳 委員

基本コンセプトは委ねる学びというものに関心があるという結構大枠ですね。こういうところに視察に行きたいとか、こういった実践チャレンジをしたいので専門家に伴奏してもらいたいとか、そういったいろんな要望を言って、それを教育委員会のほうで全面サポートするというような形ですね。

遠藤洋路 教育長

じゃ、テーマごとにそういうグループがいくつもあるというわけじゃなくて、それが委ねる学びというのをやりたいというグループが1つあるというそういう感じなんですかね。

苦野一徳 委員

今はどうかな。もしかしたら、その中でも、ちょっと個別にやっているところもあるのかもしれないけど、でも基本はそうではないと思います。基本は大括りの中でやられていると思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。そうすると、この特別支援教育部会とか研究員とかとまた少し違うのかもしれないなとも思ったんですけど

ど、人数的なものもあるんですかね。芦屋市で50人というのは、芦屋市の教員が何人いるのかは分かりませんが、熊本市に置き換えると、多分100人、200人、300人という規模の人たちが手を挙げて集まっているという話ですよ、きっと。だから、ここにいる5人とか10人とかそういう規模じゃなくて、多分、もっと1桁多いぐらいの人数、何百人という人たちを集めているというのと同じようなことをしているのだとすると、大分イメージが違うのかもしれないなと思って。確かに熊本市じゃ、300人ぐらい、これやりたい人ということで集まって、そこでみんな盛り上がったんだったら、各学校に確かに広がるかもしれないなという気もしますが、そんな感じですよ、きっと、全体の教員や学校の数でいえば。

苦野一徳 委員

まさにおっしゃるとおりで、なので芦屋の場合、どれくらいだったかな。結構なもう割合になっていますね。3分の1ぐらいの先生はもうONE STEPpersに入っていたんだったかな。ちょっと割合は忘れたんですけど、だからかなりの割合なんですね。熊本市で3分の1といたら。

遠藤洋路 教育長

そしたら、1,000人超えますね。

苦野一徳 委員

なので、そこまではちょっとあれかもしれませんが、やっぱり小規模の自治体のそこはやりやすさでもあると思うんですけど、ただ、本市の場合でも、最初、例えば30人、50人、100人、200人ぐらいまでそういった、研究員制度のもしかしたら拡大、拡張ということになるのかもしれませんが、これはもう絶対不可能を承知で一応理想だけ言うと、なのでそういった研究員制度の拡張をして予算を10倍ぐらいにするとか、毎年申し上げていきますけど、先生方の研修費をとにかく上げる。本当にこれも絶対不可能なんですけど、ヨーロッパとかであるのは、例えば先生1人につき年5万円ぐらい研究費があるみたいな、絶対不可能なんですけど、いや、何が言いたいかというと、自分からやりたいという思いを応援するというのがやっぱり最強なんですよ。もちろん、やりたくなかったけどやってみたら面白かったというのもありなんですけど、でも一番エネルギーがあるのは、やりたいという思いがとことんバックアップされたときに、人はやっぱりすごく学びたくなると思うので、本当に一番理想はオランダとかでやっている年間5万、10万

ぐらいの研究費があって、これ使ってどこでも行っておいでとか、学びたい人がいたら、そこを講師を招いて何人かで研究会をつくってとか、自主的にそれを何にでも使っていいよ、本をどんどん買ってとか、そのレベルでできたら一番いいんですけど、絶対不可能なので、もうちょっと頭を使って、少なくともそういった自主性を全面バックアップする方法を考えられるといいなど。まず1回風呂敷を広げないと、発想が貧しくなるので、一旦風呂敷を広げて考えてみるのもいいかなと思いました。

遠藤洋路 教育長

分かりました。ありがとうございます。

西山忠男 委員

インクルーシブ教育の難しさというのは、3つクラスがあったとしたら、3つそれぞれに違った授業スタイルをやらなきゃいけないだろうという、どんな生徒さんがいるかという、それでもものすごく変わってくると思うんですよね。だから、いろんな研修で学んだことをそのまま生かせるかという、必ずしもそうではないかもしれない。1人で教えられるクラスもあるかもしれないけど、支援者が1人、支援者が2人必要なクラスもあるかもしれないわけですよね。だから、やっぱり私は成功事例を積み重ねていく以外には手はないんじゃないかと思うんです。その成功事例を参考にして、このクラスに対してはどんなインクルーシブ教育が可能かというのを個々の先生に考えていただくしかないんじゃないかなと思うんですね。そういう意味では、私はモデル校の取組というのはやっぱり大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。今見たら、芦屋市は小学校が8校、中学校が3校ということなので、熊本市の10分の1以下ですよ。なので、スケールの問題って結構あるのかなと思ったんですよ、今のお話を聞いて。モデル校だって、研究員だっていいんですけど、熊本市だったら大体500人とかそのぐらいの人たちが参加していますみたいな、さっきの400人見に来ましたというのは、見に来る人が400人じゃなくて、インクルーシブのモデル校をやっている人が400人いるというんだったら確かに広がるのかもしれないという。そういうそのぐらいの規模感じゃないと、なかなか全市に広げるって難しいのかなという気がしたので、このまなBeingスクールをインクルーシブで10校つくるとか、そのぐらいだったら広がるのか

	<p>もしれないですよ。だから、ちょっとやり方だけ考えても、スケールというか数を見ていかないといけないのかなと思いましたが、逆に、それだけの人がそろえば、どんなやり方でも広がるんじゃないのという気もしなくもないので、いかにこれをスケールアップしていくかということをやっぱり考えることも大事なのかなと思いましたが、インクルーシブもモデル校をつくって、そこから10校か20校ぐらいに広げていくみたいな計画を立てるんだったら、もしかしたらいいのかもしれないですね。</p> <p>教育センターはそんな大規模なことは今のところ、まだ計画はしていないと思いますけど、やっぱりそれぞれ手が挙がるというのは大体、各テーマで1校、2校ぐらいなんですかね、これを見ると。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>予算に応じまして、教科の割りをしまして、それで10校、12校という形で、次年度の学校は選んでおります。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>だから、全部で10校、12校ですよ。インクルーシブで10校じゃなくてですね。だから、それぞれのテーマでいうと2校ずつになるわけですかね。</p>
水田貴光 教育センター 所長	<p>そのとおりでございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>本気でやるんだったら、確かに20校ぐらいでやらないと広がらないかもしれないですね。そのために、やっぱりちゃんとお金も必要だということですね。最後はやっぱりそこになるんですかね。お金があればできるんじゃないかというそういう結論になっちゃうんですかね。</p>
西山忠男 委員	<p>やっぱりさっき私が言った支援者というのが大事だと思いますよ。1人でなかなかやれるクラスって多くはないと思うんですよ。どれだけお金をつぎ込んで支援者の人数を雇用できるかというそこにかかってくるんじゃないかという気がしますけどね。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>そうすると、私たちがやろうとしているインクルーシブ教育というのはどのぐらい金がかかるものなんですかね。それを最初にある程度イメージしておけば、どのぐらい、それがどんな</p>

苦野一徳 委員

ペースで、どんなふうに進めるのが現実的なのかというのも考えられるような気がするんですよね。各クラスに支援者が複数いるみたいな、2人、3人いますというのだとしたら、多分相当お金もかかるんだと思うんですよね。そしたら、多分、何十億とかいうお金になってくると思うんですけど、どんな感じなんですかね。

今、西山委員がおっしゃった支援者というのは、先生を増やすということではなくて、何かそういうサポーターみたいな人が各クラスに入るといったイメージですか。

西山忠男 委員

いろんなケースがあると思いますけど、私はとにかくケアの必要な生徒が必ずいるはずですから、そういうケアのできる人という意味で、教員でもいいし、そうでなくてもいいと思いますけど、そういう意味です。

苦野一徳 委員

そうですね。そういったマンパワーを増やすとなると、相当の予算がかかるんだろうなと思うんですけど、まず前提として、インクルーシブ教育というのは、割合に構造転換に近いんですよね。授業改善というレベルの話ではもはやなくて、教室の構造転換なんですよ。となると、これは相当の覚悟を持ってやらないと、付け焼き刃ではなかなかできないと思うんです。だからやっぱりその覚悟をどれだけ決めるかというのがまず1つだと思うんですね。

その上での予算なんですけど、その支援員のような方がかなり増えるとなるのは、なかなか難しいと思うんです。教育長がおっしゃったように、億いくかもしれないので、それよりは、先生同士の協働とそれからインクルーシブ教育の理解を増やしていくことで仲間が増えることで知恵を持ち寄って、さっき言ったような自主的に集まる人たちがお互いを助け合うようなネットワークをつくっていくというそういうのも1つかなと思うんですね。そうしたときに、ちょっと本当に分からないですけど、例えば、1人4～5万ぐらいの研修費と考えると、これ掛ける200人とか300人とか、そういったぐらいでも、そこそこは構造転換に向けた一歩は進めるんじゃないかなと、本当にそこは全く分からないですが、ちゃんと計算しないととは思いますが、そういった規模感から始めることも可能じゃないかなという気はいたします。

西山忠男 委員

特別支援の必要なお子さんもいろんな方がいらっしゃるの
で、どういった方を対象にするかということにも関わると思う
んですよね。医療的ケアの必要なお子さんもいらっしゃるの
で、そのときは必ずやっぱり誰かが必要なわけですね。私、何年か
前に、ある校長先生と話をしている、その校長先生がある医療
的ケアの必要な生徒さんとその保護者が通常学級にいたがっ
て、特別支援に行きたがらないと、特別支援に行ってくれたら、
もっと手厚い支援が受けられるのと言ったときにちょっと複
雑な気持ちになったんですよね。やっぱりそのお子さんも、保
護者の方も、通常学級で授業を受けたいと思っているんだっ
たら、それをかなえてあげるべきじゃないかなという思いもしま
したので、校長先生のおっしゃることも分かるけど、だからそ
の辺、やっぱりお金がどうしてもあるし、どこまで支援するか
という問題が出てくると思うんですよね。

澤栄美 委員

総合支援課から出ているので、特別支援の必要なこどもとい
うことが中心に話し合われていると思うんですけど、この多様
性というのは現実として、学級にはこういうこどもがいますよ
という図がありますよね。それには外国ルーツのこども、それ
から発達の課題を持っているこども、何種類もこどもたちは
いるんだというその部分の大きな枠でのこの包摂だと思っ
て、そのところも踏まえて、特別支援教育をどうするかとい
う話だけではなくて、もうちょっと大枠なんだろうなって思
いながら今、話を聞いていたところです。提案としては、特別
支援の必要な発達の課題を持ったこどもとか、身体的な課題を
持ったこどもを中心に提案されているということですか。

竹内賢二 総合支援課特
別支援教育室長

今、澤委員からご意見があったとおり、この多様性の包摂に
向けてというところで取り組んでいく対象にしているのは、障
がいのある子も含めて、いろんな多様なお子さんがいらっしゃる
ので、そういうお子さん全てを包摂するというところで目指
していきたいと考えているところでございます。

澤栄美 委員

3ページに戻ると、まなBeingスクールも、さっき聞い
たように、学校が手を挙げたのが、もしかしたら特別支援のこ
とを中心にしたい学校もいるかもしれないし、さっき聞いたの
は、北部中の健康教育課が関わるような学校保健委員会とかを

竹内賢二 総合支援課特別支援教育室長
遠藤洋路 教育長

中心にした教育エコシステムのなところだったり、そういうのも全部含んで、そこにいるこどもがどう学べるかというところの研究をモデル校として出しているということの理解でよろしいですか。

そのご理解でよろしいかとこちらも認識しております。

苫野委員のおっしゃる構造転換というんでしょうかね、これは人を増やさなくてもできるのですかね。それともやっぱり人が必要なのか。それは結構、今後、重大な問題だと思うんですけど。

苫野一徳 委員

例えば、重度の身体障がいのある、でもその場合はもう既に今でも手厚くなっていると思いますので、そういったところに関して、より人が増やされる必要があるのかもしれないけど、構造転換自体は、理論的にはそんなに人を増やさなくても大丈夫だと思います。これまでそういったことを取り組んでいる学校を見ても、この教育委員会会議にも来てもらった名古屋市山吹小学校なんかも、ごく普通の人員配置でやっていますので、全然できることではあります。そのためには、やっぱりそういった実践を体得していくということが大事なので、その体得していくのを支援するという事です。そこにお金をかけるということになるのかなと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。恒常的に人が2倍、3倍要りますみたいな話ではないということなんですね。分かりました。

そうですね。現実問題として、やっぱりそこは避けて通れないというか、今、熊本市の小中学校って2,500学級ぐらいあるんですよ。そこに1人ずつ人をつけても2,500人だし、2人ずつつけたら5,000人ですよ。そうすると多分、二、三百億円ぐらいかかるんですよ。それは多分無理なんですよ、どう考えても。そうすると、そうじゃない方法でないと、現実問題、実現することはできないんですよ。10学級に1人とか5学級に1人とかだったら人は増やせるのかもしれないけど、1学級に1人、人を増やすというのはちょっとやっぱり無理なので、どういう姿を想像したらいいのかなというのがまだちょっとぴんときていないところはあって、今の人たちで、転換に支援をする、研修とか旅費とかサポートとか、そういう

苦野一徳 委員

構造転換の支援はあるとしても、その後、今の人員体制というか人数で、果たしてインクルーシブ教育が本当にできるのかというところは、まだちょっとどんな感じになるのかなというのがよく分かっていないところがあるんですよね。

私は人数的に、今も既に教員不足なので、そのことをまず解消しなきゃいけないというところはあるんですけど、インクルーシブ教育の実現に極端に人を増やす必要はあまりないというのは経験から思っています。なので必要なのは、例えば10か年計画を立てて、10年でこういった教員がこれくらい増えて、大体本市の中でインクルーシブ教育の実践が大体めどが立った、それが10年後とか15年後くらいですと、そのためにロードマップを描いて、どういう順序でそれをしていくかという多分計画を立てていくタイミングなのかなと思うんですね。本気でやっぱり実現するには、ビジョンとロードマップの策定が必要になってくるかなというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

1回見に行かないと駄目なんですかね。見たことないものを想像してもできないんで、少ない人数でインクルーシブ教育をやっていますという学校が現実にあるなら、それを見に行くということなんですかね。

澤栄美 委員

オランダのイエナプランとかは動画とかがありますよね。そういうので、あそこまではなかなか一足飛びにはできないんで、そういった動画とかも前に教育を盛り上げる会でも見ましたよね、たしか。

遠藤洋路 教育長

イエナプランは見ていないですけど、みんなの学校みたいなものを見ましたね。

澤栄美 委員

みんなの学校でもですね。そういったもので取りあえずは見てみるということと、まだ今提案された令和8年度の内容なんで、まずはやってみて、そこからこういうふうにしたらいいよねというのがさっき10年計画みたいな、ロードマップも言われましたけど、まずはやってみるということと、国が言っているインクルーシブ教育ってどういうものかというものの前提をまず見て、そしてモデルとなるイエナプランとか、みんなの学校とか、そういったところを参考にしながら現場の先生たちが

遠藤洋路 教育長

一番やらなきゃいけないことなんで、現場の先生たちに学んでもらって、これだけ手を挙げてくださる学校がいるということ自体が貴重なんで、そこで先生方が考えられたインクルーシブ教育とはこういうものだなというのを出してもらうことからまず第一歩が始まるかなというふうに思いました。

令和8年度の実組は、これはこれでいいと思うんですよ。ただ、教育委員会として本気で取り組むんだったら、見たこともないものに取り組むというのはなかなか難しいので、今おっしゃったのも、クラスの人数がある程度少なくないといけない面もあるんじゃないかと思うんですよ。1クラス35人で先生1人でできるのかと言われると、できないような気がするんですよ。オランダが1クラス何人なのかは知らないですけど、もうちょっと少ないような気がするんですよ。

苦野一徳 委員

大体、オランダは平均30人ぐらいなんですね。日本も平均30人ぐらいだと思うので、そんなに条件は変わらないと言え言えるかなとは思いますが。

遠藤洋路 教育長

平均すると30人というのは、日本は多分、平均したらもっと少ないんですけど、実際は。でも少ないクラスは、例えば、もっと少ないわけですよ。10人ぐらいだったりするので。平均よりは、どのサイズが多いのかなというのを考えると、やっぱりある程度多い30人、35人でできるものじゃないと、できる学校は限られるのかなと思うんですよ。多分、日本は平均したら20人台になるんじゃないですかね。それは多分、10人の学校と35人の学校があったら、平均したら20人ですみたいなそんな話のような気がするので、なかなかイメージが湧くのは難しいですね。オランダがもし30人ぐらいで先生が1人でできるんだったら、それは日本でもできるのかもしれないですね。あるいは、先生1人ともう一人補助の人みたいな感じでできるんだったら、それもあいなのかもしれませんけど。ただ、今のところ、学級支援員を学校に1人置くのがやっとなので、熊本市の場合、それを少なくとも10倍ぐらいにはしないということですよ。

澤栄美 委員

私の見た動画の記憶では、やっぱり30人ぐらいいて、目が見えない子どもさんとか、あと知的障がいの子どものさんとかい

て、私がいつも教科担任制じゃなくて、チーム担任制にしたらというんですけど、あのときは多分、チームで、学年のチームか、でも学年、縦割でもありましたよね。いろんな形はできるのかなと思いました。なので、やっぱりそれは長年の研究と実践の成果だと思いますけど、できるんだろうなと、苫野先生が言われるように、人数がある程度限られていてもできるんじゃないかなというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。やっぱりそれはちょっとこういうふうにしたらできるんだというのを見てみないと、私はそのオランダのものは見たことがないので分からないんですけど。

澤栄美 委員

文化の違いとかもありますよね。

遠藤洋路 教育長

そもそも学校の役割が日本とオランダで違うのかもしれないしね。

西山忠男 委員

インクルーシブ教育をどこまで進めるかということにも関わってきますけど、今、特別支援の先生方と話をして、何が必要ですかと聞くと、必ず人手と言われるんですよ。やっぱりそれだけ人が足りないんですよ、現場では。だから、人を増やすということは何とか将来に向けて考えていただきたいというのが私の希望です。

遠藤洋路 教育長

やっぱり先生たちが何よりも人手が要ると思っているのに、いや、今の人数でできますよと言っても、なかなか説得力を持たないような気もするんですよ。いやいや、要るのは人じゃないんですって、やり方なんですって、皆さん、納得しますか。だから、そこは本当にどうなのかなという。本当にこうすればできるんですよというのが、人を増やさなくてもというのがあったらいいのかもしれないですけどね。それをもし本気で取り組むんだったら、そこを本気でどのぐらいの人でできるのかということ、定員が足りないというのはまた別の問題で、教員不足って、何人未配置ですとか、それはもちろん解消しなきゃいけない問題ですけど、そういうことじゃなくて、1クラス当たりの、あるいは児童生徒当たりの教職員の数がそもそももっと増やさなきゃいけないんですということなのか、そうじゃなくて、いや、それは別に今ので十分なんですという

苦野一徳 委員

ことなのか、まずそこだけでもはっきりすると、大分、取り組みやすいのかなと思うんですね。本気で目指すんだったら、それを決めておかないと目指せないなと思いますので、今後、実際やっているところがどのぐらいの児童生徒と教員の比率なのかとか、支援員みたいな、サポーターみたいな人がいるのかとか、それも含めて、ちょっと研究する必要があるのかなと思いました。

人数は今のまま、今のままじゃ駄目なんですけど、でも変わらずにいけるといのは恐らく言えると思いますので、それを前提にして、先ほど申し上げた私、大体15年から20年かかると思っているんですけど、構造転換のめどが立つまでに、なので、それくらいじっくりじっくりやって、しかし本気でやるという何かそういったものを策定する必要があるかなというのを今日はちょっと申し上げたいなと思ったのと、そういった構造転換をサポートできるような人たちも結構、日本に今、たくさん出てきているので、そういった方々とネットワークになって、一緒にやっていくという体制もつくれるんじゃないかなと思うので、できたらそういった方々もご紹介させていただいたりしながら、できたらありがたいなというふうに思いました。

その観点で1つ、ちょっとお尋ねしたいなと思ったのが、研修がありましたよね、8ページにある、この中のとりわけ青山さんのインクルーシブな学級づくり、もうもしかしたら既にご説明があったかもしれないんですけど、あったらすみません。

遠藤洋路 教育長

いや、ないです。

苦野一徳 委員

そうですね。ちょっとかいつまんで、どんな内容だったかを教えていただきたいなと思ひまして、そういったことを1つ、ヒントにしながら、青山先生にもご協力いただきながら、構造転換に向けてやっていくということが出来るんじゃないかなと思いましたので。

水田貴光 教育センター
所長

この青山先生のインクルーシブな学級づくりにつきましては、SD研修で1月に行いました。100名ぐらい参加がありまして、とてもほかのSD研修よりも参加人数が多かったです。そもそもというところのお話がメインでありました。インクルーシブとはとか、すみません、ちょっと私もはっきり言えない

<p>苦野一徳 委員</p>	<p>んですけど、そもそもその学級の中ではというところで、本当に基礎的な部分がメインでしたので、受講生からも好評でありました。</p> <p>じゃ、そんなに具体的な学級の作り方であったり、授業の仕方だったりというわけではなかったんですかね。なるほど、分かりました。ありがとうございます。</p> <p>でも、そういったことも、どんどん青山先生にアドバイスをいただいたり、とにかく全国にそういった人たちが割とネットワークになっているので、一緒にやっていけるといいんじゃないかなと思いました。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>分かりました。</p> <p>では、そろそろよろしいですか。</p> <p>では、ほかにご意見、ご質問等なければ、本件は以上といたします。</p>
<p>〔閉会〕 遠藤洋路 教育長</p>	<p>以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。ほかにはいかがですか。よろしいですか。</p> <p>では、ほかにご発言がなければ、以上で令和8年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>